

電子決済手段の発行に関する規則 (2024 年 10 月 25 日 制 定) (2025 年 6 月 6 日 一部改正)	「電子決済手段の発行に関する規則」に関するガイドライン (2024 年 10 月 25 日 制 定)
第 1 編 全ての種別の資金移動業に係る通則 第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 本規則は、第一種会員（資金移動）が資金移動業者等として行う電子決済手段の発行による為替取引に係る業務に関し、資金決済法その他の法令に従い、適切に業務を行うために必要な事項を定めることを目的とする。	第 1 条関係 電子決済手段の発行によって行う為替取引は、電子決済手段の発行者が電子決済手段の発行に代えて資金を受入れ、当該電子決済手段の保有者の任意のタイミングによる償還請求を受け付けることにより、当該保有者に対して資金の払い出しを行うことによって資金の移動を行うものであり、発行者が資金の移動のために受入れる資金が発行者に一定程度滞留することが予定されています。 この点、第一種資金移動業を行う場合には、厳格な滞留規制が課されることから、上記のような資金の滞留を前提とする電子決済手段の発行による為替取引を第一種資金移動業として行うことができるかについては留意する必要があります。 第 1 条関係 外国電子決済手段が国内で流通している場合であっても、当該外国電子決済手段の発行者が、国内にある者に対して、自ら又は第三者をして国内利用者（電子決済手段等取引業者等を除く。）に対し外国電子決済手段の発行、償還のいずれも行わない場合、当該発行者は、本邦の銀行の免許又は資金移動業者の登録等は要しないと考えられます。

第2章 法令等遵守及び経営管理 (経営管理) 第2条 第一種会員（資金移動）の経営陣は、業務推進や利益拡大といった業績面のみならず、業務の適正な運営を確保するため、法令等の遵守をチェックする内部管理部門及び被監査部門とは独立して法令等の遵守をチェックする内部監査部門の機能を強化するとともに、反社会的勢力からの被害を防止するための対応態勢の構築や、利益相反が生じる可能性のある業務に係る内部牽制機能を充実させるなど、法令等遵守態勢の確立及び整備を経営上の最重要課題の一つとするものとする。 2 第一種会員（資金移動）は、社内規則等において、以下の各号の項目について具体的内容を記載することとする。 (1) 法令等遵守及び適正な業務運営を経営の重要課題とした基本方針（ポリシー） (2) 経営陣の責務（特に、コンプライアンス態勢の構築） (3) 内部管理部門を担当する部署及び責任体制 (4) 反社会的勢力への対応態勢の構築 (5) 内部管理部門による検査、監視及び牽制態勢 (6) 内部監査部門の整備、監査業務内容及び監査結果の処理 (7) 法令等の違反など、重大な問題が発生した場合の社内態勢（経営陣への報告、関係当局への報告及び届出、事実関係の調査、利用者への対応、再発防止策の策定、情報開示、責任の明確化等を含む。）	第2条関係 第一種会員（資金移動）の経営陣は、法令等に照らして重大な問題が発生した場合には、社内規則等に則った内部管理部門への迅速な連絡、経営陣への報告、監督当局への第一報、事後対応における内部牽制機能の適切な発揮及び再発防止のための改善策の策定や情報開示等について適切に対処する必要があることに留意しなければなりません。
(法令等遵守) 第3条 第一種会員（資金移動）は、決済システムの担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令、事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係をいう。以下同じ。）及び社内規則等（協会の定款、自主規制規則を考慮し、第一種会員（資金	

移動)又はその役職員が遵守すべき規則をいう。なお、名称、形式を問わない。以下同じ。)を遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることとする。

2 第一種会員(資金移動)は、資金移動に係る業務を適切に行うために、以下に掲げる諸法令等を遵守するものとする。

(1) 資金決済法(資金決済に関する法律施行令(以下「政令」という。)及び資金移動業者に関する内閣府令(以下「移動業府令」という。)並びに事務ガイドラインを含む。)、刑法、民法、企業会計原則、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、各種行政法令、労働関係法令、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、個人情報保護に関する法律、障害者差別解消法その他の資金移動業に係る法令(上記以外の一般的な法令、条例等を含む。)

(2) この規則(本規則に基づく他の規定がある場合には、これを含む。)

(3) 企業倫理等一般の社会規範

(4) 会社法及び定款

(5) 外国為替及び外国貿易法、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律

(6) その他社内規則等に定める事項等

3 第一種会員(資金移動)は、法令等遵守態勢の整備を行うこととし、法令等遵守に係る基本的な方針、具体的な実践計画(コンプライアンス・プログラム)や行動規範(倫理規程、コンプライアンス・マニュアル)(以下、併せて「コンプライアンスに係る基本的な方針等」という。)について、社内規則等において定めることとする。また、コンプライアンスに係る基本方針等について、定期的又は必要に応じ随時に、評価及びフォローアップを行うとともに、内容の見直しを行うものとする。

4 第一種会員（資金移動）は、所要の措置を講じることにより、コンプライアンスに係る基本的な方針等を定めた社内規則等の周知徹底を図ることとする。また、コンプライアンスに関する研修・教育体制を確立・充実し、役職員のコンプライアンス意識の醸成・向上に努めるとともに、研修の評価及びフォローアップを適宜行い、内容の見直しを行うなど、実効性の確保に努めることとする。 5 第一種会員（資金移動）は、障害者への対応に当たって、利用者保護及び利用者利便の観点も含め、以下の各号の対応を行う態勢を整備することとする。 (1) 障害者差別解消法及び「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に則り適切な対応を行うこと。 (2) (1)の対応の状況を把握及び検証し、対応を行う態勢の見直しを行うこと。	
(内部管理部門及び牽制態勢の整備) 第4条 第一種会員（資金移動）は、各部門の業務に関して不適切な取扱いを確認した場合には、速やかに内部管理部門に報告が行われ、その報告内容を内部管理部門において調査することができる態勢を整備しなければならない。 2 第一種会員（資金移動）は、利益相反が生じる可能性のある業務については、内部牽制を行うため、その態勢を整備しなければならない。	第4条第1項関係 「内部管理部門」とは、法令及び社内規則等を遵守した業務運営を確保するための内部事務管理部署、法務部署等をいいます。また、「内部監査部門」とは、営業部門から独立した検査部署、監査部署等をいい、内部管理の一環として被監査部門等が実施する検査等を含みません。
(内部管理部門による重大問題の報告等) 第5条 第一種会員（資金移動）は、資金移動業に関し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったことを役職員が確認した場合に、役職員が経営陣、内部管理部	第5条第1項関係

門及び内部監査部門に適切に報告をすることができる態勢を整備しなければならない。

- 2 第一種会員（資金移動）は、前項の場合において、前項の行為に関与した部署から独立した内部監査部門が、速やかに事実関係（当該行為者の氏名、職名若しくは職歴、当該行為の概要、発覚年月日、発生期間又は発覚の端緒等をいう。）の調査を行う態勢を整備しなければならない。
- 3 第一種会員（資金移動）は、第1項の行為があったことを知った場合には、当該事実を知った日から2週間以内に、協会及び監督当局に対して、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。
 - (1) 当該行為が発生した営業所の名称
 - (2) 当該行為を行った役職員の氏名又は名称及び役職名
 - (3) 当該行為の概要
- 4 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実が発覚した場合においては、警察等関係機関等への通報を直ちに行わなければならない。
- 5 第一種会員（資金移動）は、確認された第1項の行為について、発生原因の分析を行い、責任の明確化や再発防止策の策定が行われる態勢を整備しなければならない。

「資金移動業に関し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為」とは、例えば、以下のようなものが考えられます。

- (1) 資金移動に係る業務に関し、法令等に違反する行為
- (2) 資金移動に係る業務に関し、利用者の利益を損なうおそれのある詐欺、横領、背任等
- (3) 資金移動に係る業務に関し、利用者から告訴、告発され又は検挙された行為
- (4) その他資金移動に係る業務の適正な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって、上記に掲げる行為に準ずるもの

第5条第5項関係

発生原因の分析及び責任の明確化並びに再発防止策の策定に当たっては、内部監査部門等の独立した部署による関与の下でこれを実施するものとし、かかる実施に際しては、例えば、以下の着眼点に基づき必要な検証を行うものとします。

- (1) 問題発覚後の対応の適切性
- (2) 経営陣の関与及び組織的な関与の有無

6 第一種会員（資金移動）は、上記により確認された問題によって資金移動業の利用者に不利益等が生じるおそれがある場合には、利用者に対する必要な説明及び利用者からの問合せへの対応等を行わなければならない。 7 第一種会員（資金移動）は、第1項のうち、特に、内部通報又は報告を行った役職員が不利益を受けることがなく、これを保護する態勢を整備しなければならない。	(3) 利用者を与える影響 (4) 内部けん制機能の発揮の有無 (5) 再発防止策等の十分性 (6) 関係者に対する責任追及の明確性 (7) 利用者対応の適切性
（内部監査態勢の構築等） 第6条 第一種会員（資金移動）の経営陣は、資金移動に係る業務に関する内部監査の重要性を認識するとともに、例えば、以下の事項を考慮した上で、内部監査の目的を適切に設定しなければならない。 (1) 被監査部門が法令等に則り、適切に業務を行っていること。 (2) 被監査部門が、過去に指摘された問題について適切に業務を改善していること。 2 第一種会員（資金移動）の経営陣は、内部監査部門について、人事、設備及び予算等について、その機能が十分に発揮できる体制整備等を講じなければならない。 3 第一種会員（資金移動）の内部監査部門は、監査対象店、対象業務や監査時期等を記載した監査計画を事業年度ごとに策定し、意思決定機関で決定しなければならない。 4 第一種会員（資金移動）の経営陣は、内部監査の結果に基づき改善策を策定し、実施する体制を定めなければならない。	

5 第一種会員（資金移動）は、内部監査部門を、営業部門及び内部管理部門のうち顧客対応を行う部署等、監査を受けるべき部門から独立した組織としなければならない。	
（外部監査の利用） 第7条 第一種会員（資金移動）は、外部監査を利用する場合には、以下の事項を実践しなければならない。 （1） 外部監査人に対して監査目的を明確に指示していること。 （2） 監査結果を業務改善に活用するための態勢が整備されていること。	第7条関係 第一種会員（資金移動）は、原則として内部監査部門の態勢整備を行うことが必要であるが、第一種会員（資金移動）の規模等を踏まえ、外部監査を導入する方が監査の実効性があると考えられる場合には、内部監査に代え外部監査を利用しても差し支えありません。
（取引時確認、疑わしい取引の届出等の措置） 第8条 第一種会員（資金移動）は、犯罪収益移転防止法に基づく「取引時確認」、「取引記録等の保存」や「疑わしい取引の届出」等の措置（以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有することを自覚し、取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）記載の措置を的確に行うための一元的な管理態勢を整備しなければならない。 2 第一種会員（資金移動）は、前項に定める一元的な管理態勢の整備を行うに当たり、以下の各号に掲げる措置を講じなければならない。 （1） テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の主管部門の部長や担当役員など、統括管理者として適切な者を選任・配置すること。	第8条第1項関係 電子決済手段の発行に係る取引時確認の対象について、利用者が自ら管理するウォレット（以下「アンホステッド・ウォレット」といいます。）に対して行う電子決済手段の発行については、当該電子決済手段の発行を依頼した者に対して発行者への償還請求権を発生させるものであり、償還が行われるまでの間、発行者と当該依頼者との間に継続的な法律関係を成立させる取引であることから、「預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結を行うことなく為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下「犯収法施行令」という。）第7条第1項第1号コ）に該当すると考えられるため、当該依頼者（アンホステッド・ウォレットの保有者）について取引時確認を行うことが求められます。 アンホステッド・ウォレットに対する電子決済手段の償還については、直ちには「預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結を行うことなく為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」には該当しないと考えられるものの、マネロン・テロ資金供与リスクが高いことから、償還先の顧客（アンホステッド・ウォ

- (2) マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインを踏まえ、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じること。
- (3) 犯罪収益移転防止法第3条第3項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に関係する国・地域、顧客属性等の観点から、自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）も踏まえつつ、リスクに応じた適切な取引時確認の方法を採用すること。また、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、資金移動サービスの不正利用といった組織犯罪等の手法や態様の高度化・巧妙化を含めた環境変化や自社又は他の事業者における事件の発生状況を踏まえ、定期的かつ適時にリスクを特定・評価し、公的個人認証の導入を含め、取引時確認の向上を図ること。
- (4) 取引時確認時等において、犯収法上の取引時確認義務の履行に加えて、我が国を含め関係各国による制裁リスト等を照合するなど、受け入れる顧客のスクリーニングを適切に行うこと。また、各種リスト更新時には再スクリーニングを実施すること。
- (5) 適切な従業員採用方針や利用者受入方針を策定すること。
- (6) 必要な監査を実施すること。
- (7) 取引時確認等の措置を含む利用者管理方法について、マニュアル等の作成・従業員に対する周知を行うとともに、従業員がその適切な運用が可能となるように、適切かつ継続的な研修を行うこと。
- (8) 取引時確認や疑わしい取引の検出を含め、従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案についての適切な報告態勢（方針・方法・情報管理体制等）を整備すること。
- (9) 代理店管理において、各代理店はリスクに応じた継続的顧客管理措置等の実践が必要であり、それを第一種会員（資金移動）が

レットの保有者）について取引時確認等のリスク低減措置を講じることが望ましいと考えられます。

なお、アンホステッド・ウォレットに対する電子決済手段の償還が、その態様や回数によって「預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結を行うことなく為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」に該当すると判断される場合には、償還先の顧客（アンホステッド・ウォレットの保有者）について取引時確認を行うことが求められます。

また、上記に該当しない取引であったとしても、電子決済手段は、アンホステッド・ウォレットで管理を行うことや、アンホステッド・ウォレット間の直接の取引（P2P）での移転が可能とされており、アンホステッド・ウォレットとの取引は、その匿名性や管理者による移転制限の欠如により、類型的にマネロン・テロ資金供与リスクが高いと考えられるところ、疑わしい取引等の特別の注意を要する取引に該当する場合や、ハイリスク取引に該当する場合には、取引時確認を行うことが求められます（犯罪収益移転防止法第4条第1項及び第2項）。

そのほか、特定信託受益権を含む電子決済手段の発行者が、当該電子決済手段を取得した相手方との間で直接の契約関係がなく、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結していないと評価される場合には、犯収法施行令第7条第1項第1号コに基づく取引時確認は不要になります。

なお、信託に関しては、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託の受益者との間の法律関係の成立が特定取引とされているところ（犯収法施行令第7条第1項第1号ニ）、当該信託からは、受益権が特定信託受益権である信託は除かれており（犯収法施行令第7条第1項第1号ニかつこ書）、別途、特定信託受益権の発行者と特定信託受益権を取得した相手方との間で信託に係る契約を締結していると評価される場合を除き、犯収法施行令第7条第1項第1号ハ及びニに基づく取引時確認は不要になります。

検証・評価する態勢を整備すること。また、第一種会員（資金移動）は各代理店のリスク評価を行い、そのリスクに応じて管理態勢のモニタリングを行うこと。 3 第一種会員（資金移動）は、前項第2号の措置を講じるため、以下の各号の対応を行わなければならない。 (1) 犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した特定事業者作成書面等を作成し、定期的かつ適時に見直しを行うこと。 (2) 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、顧客受入れ方針を策定するとともに、顧客管理や取引記録等の保存に関する具体的な手法を策定すること。また、策定した方針・手法については、定期的又はテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象を把握した際に見直しを行うこと。 (3) 高リスク取引を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等とともに保存すること。確認記録及び取引記録等の正確性や適切性について適時に検証すること。 (4) 特定事業者作成書面等に基づく顧客リスク評価に応じた頻度による顧客情報の調査等、継続的顧客管理の方針を策定し、確実に当該方針を実行すること。また、顧客リスク評価に影響を与える事象が発生した際に、顧客リスク評価を見直すこと。	
(取引時確認等の措置を行う態勢) 第9条 第一種会員（資金移動）は、犯罪収益移転防止法に基づき取引時確認義務を負う場合において、適切に取引時確認等の措置を行うための態勢を整備しなければならない。 2 第一種会員（資金移動）は、前項の態勢を整備するに当たって、社内規則等において、以下の各号の項目を定めなければならない。 (1) 取引時確認を行う手続	第9条第2項第1号関係 第一種会員（資金移動）は、法人顧客との取引における実質的支配者の確認において、信頼に足る証跡を求めて行うことや、外国P

- (2) 取引時確認記録の作成、保存方法
- (3) 犯罪収益移転防止法に基づく取引記録の作成及び保存方法
- (4) 取引時確認情報について信ぴょう性、妥当性に疑いが生じたときの対応方法
- (5) 「疑わしい取引の届出」を行うに当たっての判断基準及び意思決定の態勢
- (6) 従業員が「疑わしい取引」を検出したときの対応方法（報告態勢を含む。）

E P s 該当性の確認、個人番号や基礎年金番号の取扱いを含む本人確認書類の適正な取扱いなど、取引時確認を適正に実施するための態勢を整備しなければなりません。

第9条第2項第5号、第6号関係

第一種会員（資金移動）は、疑わしい取引の届出を行うに当たって、利用者の属性、取引時の状況その他第一種会員（資金移動）の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案した上で、犯収法に基づく適切な検討・判断が行われる態勢を整備する必要があります。当該態勢整備に当たっては、特に以下の点に十分留意する必要があります。

- (1) 第一種会員（資金移動）の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい利用者や取引等を検出・監視・分析する態勢を構築すること。
- (2) 取引モニタリングにおいて、各顧客のリスク評価も踏まえ、適切に敷居値が設定されているか。また、ビジネスモデルを踏まえ、疑わしい取引を検知するためのシナリオが適切に設定されているか。届出をした疑わしい取引事例や届出に至らなかった事例を分析し、届出に至る調査が適切か、定期的にシナリオ、敷居値の見直し作業を適切に行っていること。
- (3) 犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案の上、国籍（例：F A T F が公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、外国 P E P s 該当性、利用者が行っている事業等の利用者属性や、外為取引と国内取引との別、利用者属性に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を十分考慮す

	ること。また、既存顧客との継続取引や高リスク取引等の取引区分に応じて、適切に確認・判断を行うこと。
(犯罪行為が行われた疑いがある場合の取引停止等) 第10条 第一種会員（資金移動）は、自らが行う資金移動業について、捜査機関等から当該資金移動業が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があったことその他の事情を勘案して、犯罪行為が行われた疑いがある場合は、以下の各号に掲げる措置を採ることができる態勢を整備しなければならない。 (1) 犯罪行為に利用された疑いのある為替取引を速やかに停止する措置 (2) 為替取引のための口座を開設している者が当該口座開設に係る契約を犯罪行為に利用していると疑われる場合には、当該者に対する資金の払出しを停止する措置（第一種会員（資金移動）が自ら管理しないウォレットに係る電子決済手段の移転及び償還を停止するための態勢の整備を含む。）	第10条第2号関係 第一種会員（資金移動）が自ら管理しないウォレット（アンホステッド・ウォレットを含むがこれに限られない。）に係る電子決済手段の移転及び償還を停止するための態勢の整備としては、スマートコントラクトを用いることによって、犯罪行為があった場合に、犯罪行為に利用されたと認められる電子決済手段に限り、移転及び償還を停止する仕組みを講じることや、犯罪行為に利用されていると疑われるアドレスに記録されている第一種会員（資金移動）が発行した電子決済手段についても移転及び償還を停止する仕組みを講じることが考えられます。
(反社会的勢力による被害の防止) 第11条 第一種会員（資金移動）は、原則として、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方との間で資金移動業を行ってはならず、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方への資金の提供その他便宜の供与を行ってはならない。 2 第一種会員（資金移動）は、反社会的勢力との関係遮断のための基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。ま	第11条第1項関係 反社会的勢力とは、次の各号に掲げる者をいいます。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。） (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

た、当該基本方針を社内に周知するとともに、当該基本方針又はその概要を公表しなければならない。

- 3 第一種会員（資金移動）は、初めて利用者との間で資金移動業を行おうとする場合は、あらかじめ、当該利用者から書面又は電磁的記録により反社会的勢力でない旨の確約を受けなければならない。ただし、初めて資金移動業を行おうとする利用者が、第一種会員（資金移動）が行う他の金融取引を行うための口座を開設しており、当該口座開設時に当該確約に相当する確約を受けている場合には、この限りでない。

- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下この条において同じ。）を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（イからへまでに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) その他前各号に準ずる者
- (9) 次のいずれかに該当する者
- イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
- ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

4 第一種会員（資金移動）は、利用者との間で資金移動業を行う場合は、次の各号に定める事項を契約書又は取引約款等に定めなければならない。 (1) 前条の確約が虚偽であると認められたときは、第一種会員（資金移動）の申出により当該契約が解除されること。 (2) 利用者が反社会的勢力に該当すると認められたときは、第一種会員（資金移動）の申出により当該契約が解除されること。 (3) 利用者が反社会的行為を行い、第一種会員（資金移動）が契約を継続しがたいと認めたときは、第一種会員（資金移動）の申出により当該契約が解除されること。 5 第一種会員（資金移動）は、次の各号に定める審査をしなければならない。ただし、第1号に規定する審査については、初めて資金移動業を行おうとする利用者が、第一種会員（資金移動）が行う他の金融取引を行うための口座を開設しており、当該口座開設時に当該審査に相当する審査を行っている場合には、この限りでない。 (1) 初めて資金移動業を行おうとする利用者について、当該利用者が反社会的勢力に該当するか否かの事前審査 (2) 継続的に資金移動業を行う利用者について、反社会的勢力に該当する者がいないかの定期的な審査 (3) 利用者が反社会的勢力に該当するとの疑いが生じた場合における当該利用者についての反社会的勢力に該当するか否かの審査 6 第一種会員（資金移動）は、前項に定める審査の結果、利用者が反社会的勢力であることが判明した場合は、当該利用者と契約を締結してはならず、既に取引を実施している場合には、実務上可能な限り速やかに関係を解消しなければならない。 7 第一種会員（資金移動）は、反社会的勢力に関する情報収集を行わなければならない。	ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者 ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者 ホ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者 第11条第4項第3号関係 反社会的行為とは、次の各号に掲げる行為をいいます。 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて、第三者の信用を毀損し又は第三者の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為
--	--

8 第一種会員（資金移動）は、役職員に対し、反社会的勢力への対応要領及び反社会的勢力に関する情報の管理等について、社内研修を実施するなど、役職員を啓蒙しなければならない。 9 第一種会員（資金移動）は、基本方針を実現するための社内規則を制定し、これを役職員に遵守させなければならない、当該社内規則に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するための管理体制を整備しなければならない。 10 第一種会員（資金移動）は、反社会的勢力との関係を遮断するための管理体制について、定期的に監査を行わなければならない。 11 第一種会員（資金移動）は、反社会的勢力との関係の遮断に関し、協会及び警察その他関係機関と連携及び協力するよう努めなければならない。また、第一種会員（資金移動）は、反社会的勢力との間で紛争が生じた場合には、弁護士又は協会、警察その他の関係機関に速やかに連絡又は相談するなどにより、反社会的勢力による行為の被害の発生を防止するよう努めなければならない。	
第3章 電子決済手段の発行 （不適切な電子決済手段を発行しないための措置） 第12条 第一種会員（資金移動）は、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、利用者の保護又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置を講じなければならない。 2 第一種会員（資金移動）は、前項に基づく措置を講じるに当たっては発行しようとする電子決済手段に関し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。 (1) 発行しようとする電子決済手段に関する事項 - イ システムの安全性・強靱性に関する事項 - ロ 電子決済手段及び記録台帳の技術に関する事項 - ハ 電子決済手段の権利の移転時期及びその手続に関する事項	第12条第2項第1号ハ関係

ニ 発行する電子決済手段が記録されるブロックチェーンにおいてハードフォークが生じた場合の対応方針に関する事項 (2) 第一種会員（資金移動）の社内態勢に関する事項 イ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢に関する事項（第8条から第10条に定める態勢の整備に関する事項を含む。） ロ 利用者に対する電子決済手段の償還が行われる態勢に関する事項	本号ハについて、例えば、契約書や利用約款等において電子決済手段の移転の手續や、移転の確定する時期及びその根拠を記載するとともに、これらの事項について利用者に対して十分な説明が行われていることが考えられます。 第12条第2項第1号ニ関係 本号ニについては、例えば以下の判断基準等を定めることが考えられます。 ・ ハードフォークが生じたと判断する基準 ・ 当該ハードフォーク後に第一種会員（資金移動）がサポートするチェーンを決定する際の判断基準 ・ 当該ハードフォーク後に第一種会員（資金移動）がサポートするチェーンを決定した場合における利用者への連絡方法 ・ 当該ハードフォーク後に第一種会員（資金移動）がサポートするチェーンを決定した場合における利用者における注意事項 ・ 業務の一時停止措置の有無 ・ 業務の一時停止措置を講ずる場合の判断基準 ・ 業務の一時停止措置を解除する場合の判断基準 ・ 業務の一時停止及び停止を解除する場合の利用者への連絡方法 ・ 業務の一時停止時及び再開時における利用者における注意事項 第12条第2項第2号ロ関係 本号ロについては、例えば以下の措置を講じることが考えられます。 ・ 受付窓口の設置 ・ 利用者に対する適切な情報提供（償還請求に係る債務者、執行方法、内容（発行者や電子決済手段等取引業者が破綻した場合における当該請求権の取扱いを含む。）や償還を受ける方法、
--	---

- ハ 利用者の権利保護に関する事項
- ニ 電子決済手段の技術対応能力及び取引処理能力に関する事項

- 3 第一種会員（資金移動）は、電子決済手段の発行に際して、次の各号に定める体制を整備しなければならない。
- (1) 第2項各号に定める事項を包括的かつ具体的に検証することのできる専門的知見を有する人材の確保
 - (2) 電子決済手段の発行に係る検討の結果が取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告され、当該意思決定機関の下で最終的な発行の可否が決定される手続の確保
 - (3) 電子決済手段の発行に係る検討の過程及び検討の結果に係る資料の保存
- 4 第一種会員（資金移動）は、発行しようとする電子決済手段の特性及び第一種会員（資金移動）自身の体制に鑑み、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該電子決済手段を発行してはならない。
- (1) 移転・保有記録の更新・保持に重大な支障・懸念が認められる電子決済手段

償還に要する期間及び償還手数料等を含みます。なお、償還手数料については合理的に算出された適切なものであることを要します。）

- ・ 利用者への償還手続に係る社内規程の策定等

第12条第2項第2号ハ関係

本号ハについては、第一種会員（資金移動）や電子決済手段等取引業者の破綻時や技術的な不具合等（サイバー攻撃のほか、事務処理ミス、内部不正、システムの不具合等を含むがこれに限られない。）が生じた場合において、第一種会員（資金移動）や電子決済手段等取引業者による電子決済手段等取引業に係る取引の解除・取消し（原状回復を含む。）や損害の補償等が確保されているなど、当該電子決済手段の利用者の権利が適切に保護される必要があります。

第12条第4項関係

第1号については、取り扱おうとする電子決済手段の特性に鑑み、移転・保有記録の更新・保持に重大な支障・懸念がある電子決済手段については、利用者の財産的利益の保護が困難であることから、取扱いを禁止することとします。

(2) 当該第一種会員（資金移動）において、システム上その他安全な管理及び出納ができない又は困難な電子決済手段 (3) 前各号のほか、当該第一種会員（資金移動）において資金決済法上の義務を適正かつ確実に履行できない又は困難な電子決済手段 5 第一種会員（資金移動）は、移転記録の追跡ができない又は著しく困難である電子決済手段については、第4項第3号に該当するおそれがあることから、これら問題が解決されない限り、当該電子決済手段を取り扱ってはならない。	また、第2号及び第3号については、発行しようとする電子決済手段の特性及び第一種会員（資金移動）自身の態勢に鑑み、当該第一種会員（資金移動）において、当該電子決済手段を発行した場合に、資金決済法上の義務を確実に履行することができない又は困難と認められる場合等において、発行を禁止するものです。
（協会への届出） 第13条 第一種会員（資金移動）は、新たな電子決済手段の発行を開始する場合には、協会に対して、次の各号に掲げる書類を事前に届出なければならない。 (1) 協会が別に作成する当該電子決済手段の概要説明書（以下「概要説明書」という。） (2) 当該電子決済手段に関して利用者に開示・提供する資料等 (3) 当該電子決済手段に係るホワイトペーパーその他当該電子決済手段の内容を説明した資料 (4) 当該電子決済手段を取り扱う電子決済手段等取引業者及び電子決済手段関連業務の概要書 (5) 概要説明書を作成・管理する者の氏名、役職、所属部署、経歴、連絡方法を記した書面 (6) その他協会が提出を求める書面又は資料	
（概要説明書の公表等） 第14条 第一種会員（資金移動）は、新たに電子決済手段の発行を開始する場合には、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、概要説明書を公表しなければならない。	第14条第1項関係 概要説明書の公表時期については、新規に発行する電子決済手段の特性や利用者の特性等も踏まえ、利用者に対する適切な情報提供の観点から第一種会員（資金移動）において検討することになりま

2 第一種会員（資金移動）は、定期的に又は必要に応じて適時に、概要説明書の内容を更新しなければならない。 3 第一種会員（資金移動）は、概要説明書を更新した場合には、更新後の概要説明書を協会に提出するとともに、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、速やかにこれを公表しなければならない。	すが、遅くとも当該電子決済手段の発行開始日までに行うものとしてします。 第 14 条第 2 項関係 概要説明書の作成等、第一種会員（資金移動）間の協力体制については、今後、協会が発信する通知を参照してください。
（廃止時の対応） 第 15 条 第一種会員（資金移動）は、発行する電子決済手段を廃止する場合には、遅くとも廃止日の 30 日前までに、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、利用者に対して周知しなければならない。 2 前項に基づく周知を行う場合、第一種会員（資金移動）は、次の各号の情報を利用者に提供しなければならない。 (1) 廃止する電子決済手段（以下「廃止電子決済手段」という。）の名称 (2) 廃止日時 (3) 廃止する理由 (4) 周知日において廃止電子決済手段を取り扱う電子決済手段等取引業者の有無及び当該業者の名称 (5) 廃止電子決済手段の償還等の方針 (6) 廃止電子決済手段の利用者への償還等を行うために必要となる情報 3 第一種会員（資金移動）は、発行する電子決済手段を廃止する場合、資金決済法第 62 条の 15 に基づいて電子決済手段等取引業者と締結する契約に基づき、廃止する電子決済手段の保有者を把握するために必要な情報を当該電子決済手段等取引業者から提供を受ける	

など、当該電子決済手段等取引業者と協働の上、電子決済手段の保有者への償還その他必要な廃止手続を行うものとします。	
(協会への報告等) 第 16 条 第一種会員（資金移動）は、発行する電子決済手段を廃止する場合には、当該廃止に係る周知を行う日の 1 週間前までに、次の各号に掲げる事項を協会に報告しなければならない。 (1) 前条第 2 項各号の事項 (2) 利用者への周知の方法及び周知日 (3) 資金決済法第 61 条第 3 項に基づく公告を行う場合、公告の方法及び公告の実施日 (4) 廃止する電子決済手段の発行数量及び発行金額 (5) 廃止の機関決定日 (6) 電子決済手段の償還等の方針（廃止日以降の取扱いを含む。）	
(公表) 第 17 条 協会は、第一種会員（資金移動）が新たな電子決済手段を発行する場合には、発行開始日に、次の各号に掲げる事項を公表する。 (1) 当該第一種会員（資金移動）が新たに発行する電子決済手段の名称 (2) 第一種会員（資金移動）が作成した当該電子決済手段に係る概要説明書 (3) 発行開始日 2 協会は、第一種会員（資金移動）が更新した概要説明書を受領した場合には、速やかにこれを公表する。 3 協会は、第一種会員（資金移動）から前条に基づく電子決済手段の廃止の報告を受けた場合には、廃業公告日と同日付けで、次の各号に掲げる事項を公表する。 (1) 当該第一種会員（資金移動）が廃止する電子決済手段の名称 (2) 廃止日時	

(相互協力) 第 18 条 第一種会員（資金移動）は、発行する電子決済手段について、電子決済手段等取引業者から当該電子決済手段に係る情報（発行リスクや電子決済手段の価値に影響を及ぼすおそれのある情報を含むがこれに限られない。）の提供を求められた場合には、合理的な範囲においてこれに応じることに努めるものとする。	第 18 条関係 本条に基づく電子決済手段等取引業者に対する情報の提供に関しては、合理的な範囲である限り、有償での提供とすることもできるものとします。
第 4 章 利用者の保護等に関する措置 (銀行等が行う為替取引との誤認防止) 第 19 条 第一種会員（資金移動）は、資金移動業の利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行うときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明を行わなければならない。 2 第一種会員（資金移動）は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項（特定資金移動業を営む第一種会員（資金移動）が特定信託為替取引を行うにあつては、第 4 号及び第 5 号イ及びロに掲げる事項を除く。）を説明するものとする。 (1) 銀行等が行う為替取引ではないこと。 (2) 預金又は定期積金等（銀行法第 2 条第 4 項に規定する定期積金等をいう。）を受け入れるものではないこと。 (3) 預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 53 条又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 55 条に規定する保険金の支払の対象とはならないこと。 (4) 第一種会員（資金移動）がその利用者のために行う履行保証金の供託、履行保証金保全契約（資金決済法第 44 条に規定する履	

行保証金保全契約をいう。以下同じ。)又は履行保証金信託契約(資金決済法第45条第1項に規定する履行保証金信託契約をいう。以下同じ。)の別及び履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結している場合にあっては、これらの契約の相手方の氏名、商号又は名称 (5) その他銀行等が行う為替取引との誤認防止に関し参考となると認められる以下の事項を含む事項 イ 利用者保護のための制度として履行保証金制度が設けられている旨 ロ 資金決済法第59条に基づく履行保証金についての権利の実行の手続において、還付を受けられる権利が移転する時点 ハ 第一種会員(資金移動)はその発行する電子決済手段の保有者に対して償還義務を負っている旨及び当該電子決済手段に係る利用者の資金を保全している旨	
(利用者に対する情報の提供) 第20条 第一種会員(資金移動)は、資金移動業の利用者(資金移動業関係業者を除く。以下この条から第23条までにおいて同じ。)との間で電子決済手段の発行による為替取引を行うときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、顧客の知識、経験等を勘案し、対面取引、ATM等の設備やインターネットを通じた非対面取引等の取引形態に応じて、当該為替取引に係る契約の内容についての情報を提供しなければならない。 (1) 為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結することなく為替取引を行う場合 為替取引に係る指図を行う利用者に対して次に掲げる事項を明示する方法 イ 標準履行期間 ロ 利用者が支払うべき手数料(第一種会員(資金移動)以外の者に支払う場合も含む。)、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(なお、手数料等の実額ではな	第20条関係 取引形態に応じた説明態勢としては、例えば、対面取引の場合には書面交付や口頭による説明を行った上で当該事実を記録しておく方法、ATMによる場合には契約締結前に画面上に必要事項を表示し利用者の確認を求める方法、インターネットを通じた取引の場合には、利用者がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法が考えられる。

く上限額や計算方法のみを説明する場合には、利用者が実際に支払うこととなる手数料等の総額の見込額又は計算例)

ハ 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先

ニ 為替取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合においては当該金額及びその換算に用いた標準又はこれらの計算方法

ホ 第一種会員（資金移動）の資金決済法第 51 条の 4 第 1 項第 2 号（同法第 37 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ヘ その他当該為替取引の内容に関し参考となると認められる以下の事項

(イ) 電子決済手段の取得に係る資金の入金の方法

(ロ) 電子決済手段の保有額を確認する方法

(2) 為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合 当該契約の相手方となる利用者に対して次に掲げる事項を明示する方法

イ 取り扱う為替取引の額の上限

ロ 前号イからホまでに掲げる事項

ハ 契約期間

ニ 契約期間の中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

ホ その他当該契約の内容に関し参考となると認められる以下の事項

(イ) 前号へに掲げる事項

(ロ) 暗証番号の設定その他のセキュリティに関する事項

(ハ) 利用約款等により、利用者ごとに保有できる電子決済手段の額に上限がある場合には、当該上限金額

2 前項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対しこれらの規定に準じて情報を提供したときは、第

一種会員（資金移動）は、当該規定にかかわらず、当該利用者に対し、当該規定により情報を提供することを要しない。	
（損失補償等に関する情報の提供） 第 21 条 第一種会員（資金移動）は、資金移動業の利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行うときは、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項（特定資金移動業を営む第一種会員（資金移動）が特定信託為替取引を行うにあっては、第 2 号から第 4 号までに掲げる事項を除く。）についての情報を提供しなければならない。 (1) その営む資金移動業の種別（特定資金移動業を営む第一種会員（資金移動）が 100 万円を超える資金の移動に係る特定信託為替取引を業として営むときは、その旨） (2) 履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約の別及び履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約を締結している場合にあっては、これらの契約の相手方の氏名、商号又は名称 (3) その営む資金移動業の種別ごとの算定期間及び供託期限 (4) 預貯金等管理方法（資金決済法第 45 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する預貯金等管理方法をいう。以下同じ。）による管理を行っている場合にあっては、第三種資金移動業によって行う電子決済手段の発行による為替取引に係る未達債務の額のうち預貯金等管理方法により管理する額の当該未達債務の額に対する割合（当該割合を変更したときは、その変更後のもの。以下「預貯金等管理割合」という。）及び預貯金等管理割合に係る権利の内容 (5) 為替取引に係る業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針	第 21 条第 6 号関係

(6) 第一種会員（資金移動）その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由 (7) 前号及び次条第2項第2号に掲げるもののほか、当該資金移動業について利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事由を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由 (8) その他当該資金移動業の内容に関し参考となると認められる事項 2 前項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対しこれらの規定に準じて情報を提供したときは、第一種会員（資金移動）は、当該規定にかかわらず、当該利用者に対し、当該規定により情報を提供することを要しない。	本号に基づき説明する事項としては、例えば、第一種会員（資金移動）の破綻による電子決済手段の消失・価値減少リスクが考えられます。 第21条第7号関係 本号に基づき説明する事項としては、例えば、以下の事項が考えられます。 ・ サイバー攻撃による電子決済手段の消失・価値減少リスク ・ ブロックチェーンの分岐に起因するリスク
（電子決済手段の内容に関する説明） 第22条 第一種会員（資金移動）は、資金移動業の利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行うときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、電子決済手段の内容に関する説明を行わなければならない。 2 第一種会員（資金移動）は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。 (1) 電子決済手段は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。 (2) 電子決済手段の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由 (3) 電子決済手段は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。	第22条第4号、第6号関係

(4) 発行する電子決済手段の概要及び特性（当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。） (5) 当該第一種会員（資金移動）に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続 (6) その他電子決済手段の内容に関し参考となると認められる事項 3 第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し前二項の規定に準じて第一項に規定する説明を行ったときは、第一種会員（資金移動）は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定する説明を行うことを要しない。	第4号及び第6号に基づき説明する事項としては、例えば、以下の事項が考えられます。 ・ 電子決済手段の主な用途 ・ 電子決済手段の保有又は移転の仕組みに関する事項 ・ 電子決済手段の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限 ・ 電子決済手段の流通状況 ・ 電子決済手段に内在するリスク ・ 償還請求に係る債務者、執行方法、性質（第一種会員（資金移動）が破綻した場合における当該請求権の取扱いを含む。）や償還を受ける方法、償還に要する期間、償還手数料等の償還に関する事項 ・ 利用者財産の管理方法、倒産隔離の状況等
（受取証書の交付） 第23条 第一種会員（資金移動）は、その行う電子決済手段の発行による為替取引に関し、資金移動業の利用者から金銭その他の資金を受領したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を明確に分かりやすく記載した書面を、当該利用者に交付しなければならない。 (1) 第一種会員（資金移動）の商号及び登録番号（第一種会員（資金移動）特定信託会社である場合にあっては、届出受理番号） (2) 利用者から受領した資金の額 (3) 受領年月日	

- | | |
|--|--|
| <p>2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みにより資金を受領する場合にあっては、当該利用者の請求があったときに限り、適用する。</p> <p>3 第一種会員（資金移動）は、第1項に規定する書面の交付に代えて、次項の規定により当該利用者の承諾を得て、第1項に規定する事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、第一種会員（資金移動）は、同項に規定する書面の交付を行ったものとみなす。</p> <p>4 第一種会員（資金移動）は、前項の規定により第1項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>5 前項に規定する承諾を得た第一種会員（資金移動）は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用者に対し、前条第1項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>6 第3項から第5項までの「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) 電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合 次に掲げる方法</p> <p>イ 承諾若しくは申出を受ける者又は同意を得る者の使用に係る電子機器に備えられたファイルにその旨を記録する方法</p> <p>ロ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる方法</p> <p>イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの</p> | |
|--|--|

(イ) 送信者の使用に係る電子機器と受信者の使用に係る電子機器とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該受信者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録する方法

(ロ) 送信者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

7 前項各号に定める方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 前項第1号に定める方法にあつては、承諾又は申出を受ける者が承諾又は申出をする者に対し、電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出の内容を書面その他の適切な方法により通知するものであること。

(2) 前項第2号に定める方法にあつては、受信者がファイルへの記録を出力すること（当該記録を他の電子機器に送信することその他の方法を用いて出力することを含む。）により書面を作成できるものであること。

(3) 前項第2号イに掲げる方法のうち受信者の電子機器として携帯電話又はPHSを用いるものにあつては、前項第2号イに掲げる方法のほか、送信した日又は閲覧に供した日から3か月間、受信者の請求により、送信者が電磁的方法により提供した事項に係る書面の交付を行うものであること。

8 第6項第2号イの「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子機器と、受信者の使用に係る電子機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

9 第1項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し前各項の規定に準じて第1項に規定する書面の交付を行ったときは、第一種会員（資金移動）は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定する書面の交付を行うことを要しない。	
（為替取引に用いられないことがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置） 第24条 第一種会員（資金移動）は、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられないことがないと認められるものについて、当該利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じなければならない。ただし、特定資金移動業を営む第一種会員（資金移動）が特定信託為替取引を行う場合はこの限りでない。	第24条関係 第一種会員（資金移動）は、為替取引に用いられるものではないと認められる利用者の資金の当該利用者への返還方法を定める必要があります。この場合において、第一種会員（資金移動）が妥当性を検討の上、あらかじめ利用者が登録した銀行口座に振り込む方法以外の方法（利用者に促して残高を決済に利用をさせることや、商品やサービスと引き換えること（前払式支払手段との交換を含む。）など、）により返還又はその他の措置を行うときは、当該方法が迅速性や利用者利便の観点から妥当といえることが必要です。 なお、前払式支払手段との交換については、原則換金が不可となり、また、利用者資金の保全義務が全額から半額になるといった不利益が生じるものと考えられるため、利用者の保護及び資金移動業の適正な遂行を確保する観点から、利用者からの明確な意思表示を受けて行うこととします。 また、第一種会員（資金移動）は、上記において定めた方法に従い返還等を行うため、必要な情報をあらかじめ利用者から入手するための態勢を整備することとします。当該態勢の整備に当たっては、第一種会員（資金移動）が、電子決済手段等取引業者を介して為替取引に用いられないことがないと認められる利用者の資金を利用者に返還することとしているときは、電子決済手段等取引業者が返還等に必要な情報をあらかじめ利用者から入手するための態勢が整備されているか等に留意する必要があります。

	なお、電子決済手段等取引業者（資金決済法 62 条の 8 第 1 項によって電子決済手段関連業務を行う銀行又は資金移動業者等を含む。）が管理するものではないウォレット（アンホステッド・ウォレットなど）に関しては、第一種会員（資金移動）自ら又は電子決済手段等取引業者を通じて、当該ウォレット内で管理されている電子決済手段の発行に代わって受け入れた資金が為替取引に用いられているか否かを確認する義務はありません。 また、本条の措置については、第一種会員（資金移動）が電子決済手段等取引業者を通じてこれを講ずることが可能と考えられ、例えば、電子決済手段等取引業者との間の契約において、電子決済手段等取引業者において当該措置を講ずることを義務付け、第一種会員（資金移動）において電子決済手段等取引業者による当該義務の遵守状況を確認する、といった方法をとることが考えられます。
（利用者から受け入れた資金を原資として貸付け等を行うことを防止するための措置） 第 25 条 履行保証金保全契約を締結している第一種会員（資金移動）は、利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。	第 25 条関係 本条に基づく措置としては、例えば、次のような措置を全て講じることが考えられます。 （1） 為替取引に関し、利用者から受け入れた資金と貸付の原資となる資金を別の預金口座で管理する方法や 1 の銀行口座で管理する場合であっても利用者から受け入れた資金が貸付の原資に用いられていないことを合理的に確認できる方法が社内規則に具体的に定める方法 なお、かかる方法については、「利用者から受け入れた資金が貸付の原資に用いられていないことを合理的に確認できる方法」として、例えば、貸付の原資となる資金の額として、利用者から受け入れた資金の金額を自己資金から控除した金額を適時・適切に把握の上、貸付額が当該貸付の原資となる資金の額の範囲内であることを確認する方法等も認められると考えられます。

	(2) 利用者から受け入れた資金と貸付の原資となる資金が上記方法により明確に区分され、かつ、利用者から受け入れた資金と貸付の原資となる資金を別の預金口座で管理する場合には両口座の間で融通等が行われることがないよう、適時・適切に検証する方法 (3) 事故・不正防止の観点から、利用者から受け入れた資金を管理する担当者と貸付の原資となる資金を管理する担当者を兼務させない等の措置を講じる方法 なお、資金移動業を適正かつ確実に遂行することが求められていることを踏まえれば、利用者から受け入れた資金について、貸付以外の使途であれば自由に活用して良いというわけではなく、利用者からの電子決済手段の償還請求に円滑に対応していくために十分な流動性を確保するとともに、容易に毀損することがないよう管理する必要があることに留意する必要があります。
(複数種別の資金移動業の併営) 第 26 条 第二種資金移動業又は第三種資金移動業として電子決済手段の発行による為替取引を営むとともに他の種別の資金移動業（資金決済法第 36 条の 2 第 1 項に規定する資金移動業をいう。以下、本条において同じ。）を営む第一種会員（資金移動）は、各利用者（資金移動業関係業者を除く。以下この条において同じ。）に対して負担する資金移動業の種別ごとの為替取引に関する債務の額その他の各利用者の資金移動業の種別ごとの利用状況を当該各利用者が容易に知ることができるようにするための措置を講じなければならない。	第 26 条第 1 項関係 第二種資金移動業又は第三種資金移動業として電子決済手段の発行による為替取引を営むとともに他の種別の資金移動業を営む第一種会員（資金移動）は、営む資金移動業の種別ごとに、各利用者が保有する電子決済手段の残高、移転実績等の利用状況を、分かりやすく容易に知ることができるようにするための措置を講じなければなりません。この点に関し、例えば、第三種資金移動業については、資産保全に関し供託等のほか預貯金等管理方法による管理が認められていることを踏まえると、第二種資金移動業として発行する電子決済手段と明確に区分し、利用者が容易に区分を知ることができる措置を講ずる必要があります。その上で、第二種資金移動業と第三種資金移動業の各電子決済手段の保有額や利用状況をわかりやすく明示しつつ、両電子決済手段の保有量を統合して表示することや、統合した電子決済手段の名称を付すことは許容され则认为ます。ただし、その場合には、電子決済手段の移転に際し、どちらの

2 資金移動業及び特定資金移動業を営む第一種会員（資金移動）は、各利用者に対して負担する資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれの為替取引に関する債務の額その他の各利用者の資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれの利用状況を当該各利用者が容易に知ることができるようにするための措置を講じなければならない。

3 第一種会員（資金移動）（第二種資金移動業として電子決済手段の発行による為替取引を営むとともに第一種資金移動業を営む者に限る。）は、利用者から資金（第二種資金移動業に係るものに限る。）を受け入れ、第二種資金移動業に係る為替取引に関する債務を負担している場合にあっては、当該債務を第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務に変更することを防止するための措置を講じなければならない。

電子決済手段を優先的に使用するのかについて、顧客の選択制とする、又はあらかじめルールを定め実行するといった対応が必要になると考えられます。

また、二以上の種別の資金移動業を営む第一種会員（資金移動）は、履行保証金の供託は資金移動業の種別ごとに行うことが求められているほか、履行保証金に係る報告書において、資金移動業の種別ごとの収支状況の報告が求められていることを踏まえ、営む資金移動業の種別ごとに勘定を設け、区分経理を行わなければなりません。

第 26 条第 2 項関係

資金移動業及び特定資金移動業を営む第一種会員（資金移動）は、利用者が保有する電子決済手段の残高、移転実績等の利用状況を、資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれについて、容易に知ることができるようにするための措置を講じなければなりません。また、資金決済法第 53 条第 1 項（資金決済法第 37 条の 2 第 2 項の規定により適用する場合を含む。）に規定する報告書において、資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれに報告が求められていることを踏まえ、資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれに勘定を設け、区分経理を行わなければなりません。

第 26 条第 3 項関係

第二種資金移動業として電子決済手段の発行による為替取引を営むとともに第一種資金移動業を営む第一種会員（資金移動）は、第一種資金移動業に課されている厳格な滞留規制の潜脱防止のため、第二種資金移動業として利用者から受け入れた資金について、第一種資金移動業に係る為替取引のための資金に振り替えることを防止する措置を講じなければなりません。また、こうした対応につき利用者に分かりやすく説明する必要があります。

(その他利用者保護を図るための措置) 第 27 条 第一種会員（資金移動）は、その行う為替取引に関し、資金移動業の利用者の保護を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 第一種会員（資金移動）が、その行う為替取引について、捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該為替取引の停止等を行う措置 (2) 第一種会員（資金移動）が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用して、資金移動業の利用者と為替取引を行う場合にあっては、利用者がアクセスしているサイトが真正なサイトであることの証明を確認できる措置等、当該利用者が当該第一種会員（資金移動）と他の者を誤認することを防止するための適切な措置 (3) 第一種会員（資金移動）が、資金移動業の利用者から電気通信回線に接続している電子計算機を利用して為替取引に係る指図を受ける場合にあっては、利用者が為替取引に係る指図内容を第一種会員（資金移動）に送信する前に、利用者が当該指図内容を表示した上で内容の確認を求める等、当該指図の内容を、当該利用者が当該指図に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し及び訂正することができるようにするための適切な措置 (4) 第一種会員（資金移動）（特定資金移動業を営む第一種会員（資金移動）に限る。）の発行する特定信託受益権に係る信託財産の全部を政令第 16 条第 1 項に定める要件を満たす銀行等に対する預貯金により管理するための適切な措置	第 27 条第 4 号関係 政令第 16 条第 1 項に定める要件を満たす銀行等に対する「預貯金」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを指します。 (1) 円建てで発行される場合 預金（その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、外貨預金又は預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）第三条第一号、
--	--

	第二号若しくは第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。)又は貯金(その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、外貨貯金又は農水産業協同組合貯金保険法施行令(昭和四十八年政令第二百一号)第六条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。) (2) 外貨建てで発行される場合 その外国通貨に係る外貨預金(その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、預金保険法施行令第三条第一号、第二号又は第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。)又は外貨貯金(その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、農水産業協同組合貯金保険法施行令第六条第一号、第二号又は第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。)
(帳簿管理) 第 28 条 第一種会員(資金移動)は、以下の帳簿書類(特定資金移動業を営む第一種会員(資金移動)が特定信託為替取引を行うにあつては、第 4 号から第 9 号に掲げるものを除く。)を作成し、これを保存しなければならない。 (1) 資金移動業の種別ごとの取引記録 (2) 総勘定元帳 (3) 資金移動業の利用者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している場合にあっては、顧客勘定元帳 (4) 各営業日における資金移動業の種別ごとの未達債務の額及び要履行保証額の記録 (5) 利用者に対して有する為替取引に関する債権の額を控除した額を未達債務の額としている場合にあっては、各営業日における資金移動業の種別ごとの次に掲げる額の記録 イ 各利用者に対して負担する為替取引に関する債務の額 ロ 各利用者に対して有する為替取引に関する債権の額	

(6) 各算定日における資金移動業の種別ごとの要供託額の記録 (7) 履行保証金を供託している場合にあっては、各算定日における資金移動業の種別ごとの履行保証金の額の記録 (8) 履行保証金信託契約を締結している場合にあっては、各算定日における資金移動業の種別ごとの信託財産の額の記録 (9) 預貯金等管理方法による管理を行っている場合にあっては、次に掲げる記録 イ 各営業日における第三種資金移動業の各利用者に対して負担する為替取引に関する債務の額の記録 ロ 各営業日における預貯金等管理方法により管理する金銭の額の記録 ハ 預貯金等管理監査（移動業府令第 21 条の 5 第 1 項に規定する預貯金等管理監査をいう。以下同じ。）の結果に関する記録 (10) 特定資金移動業を営む第一種会員（資金移動）が特定信託為替取引を行うにあっては、次に掲げる記録 イ 各営業日における当該第一種会員（資金移動）が発行した特定信託受益権の履行等金額（資金決済法第 2 条第 7 項に規定する債務の履行等が行われることとされている金額をいう。以下同じ。）の合計額の記録 ロ 各営業日における特定信託口座（移動業府令第 3 条の 3 第 2 号に規定する特定信託口座をいう。）により管理する金銭の額の記録 2 第一種会員（資金移動）は、資金移動業に係る帳簿書類の管理について、以下の措置を講じる。 (1) 法定帳簿の作成について規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等による周知徹底	第 28 条第 2 項第 1 号関係 社内規則等には、第一種会員（資金移動）は、外貨建ての電子決済手段を発行する場合には、当該電子決済手段に係る未達債務の額（特定資金移動業を営む第一種会員（資金移動）が特定信託為替取引を行うにあっては、特定信託受益権の履行等金額）については、これらを算出する営業日における対利用者直物電信売相場と対利用者直物電信買相場の以下の仲値により、本邦通貨に換算して算出した上で、帳簿書類に記載することを定めるものとします。
--	--

- (2) 法定帳簿のデータファイルのバックアップの定期的な実施等、法定帳簿が毀損された場合には速やかに利用者ごとの未達債務の額を把握、復元できる態勢の整備
- (3) 帳簿の記載内容の正確性について、内部監査部門等、帳簿作成部署以外の部門における検証
- (4) 未達債務（特定資金移動業を営む第一種会員（資金移動）が特定信託為替取引を行うにあつては、特定信託受益権の履行等金額に係る債務）の発生、移転、消滅の認識する時点に係る考え方を定めた上で、当該考え方に則り適切に認識するための態勢の整備

3 帳簿の保存期間は、帳簿の閉鎖の日から、第1項第1号から第3号までに掲げる帳簿書類については、少なくとも10年間、第1項第4号から第10号までに掲げる帳簿書類については少なくとも5年間とする。

- (1) 第一種会員（資金移動）の主たる取引金融機関のもの
- (2) その他合理的なものを継続して使用している場合

第28条第2項第4号関係

未達債務（特定資金移動業を営む第一種会員（資金移動）が特定信託為替取引を行うにあつては、特定信託受益権の履行等金額に係る債務。以下同じ。）の移転、消滅に関し、第一種会員（資金移動）は、遅くとも第一種会員（資金移動）（その業務委託先を含む。）が利用者から資金を受領した時点においては未達債務の発生を認識することとします。

また、未達債務の移転、消滅に関し、第一種会員（資金移動）は、電子決済手段の保有者が以下の各号のいずれかの方法により、現実に資金を受け取るまでは、当該保有者に対して債務を負っていることに留意する必要があります。

- (1) 保有者に対する現金の交付
- (2) 保有者が口座を有する銀行等（外国においてこれらに相当する者を含む。）の当該預金口座への着金
- (3) 保有者が第一種会員（資金移動）から物品を購入、役務の提供を受ける場合における代金支払への充当
- (4) 保有者からの当該電子決済手段の第三者への移転（なお、この場合には、当該移転先を債権者とする未達債務が発生することに留意する必要があります。）

上記(2)の場合、未達債務の消滅を認識するためには、原則として保有者に対する債務が第一種会員（資金移動）から当該保有者が預

	金口座を有する銀行等に移転することが必要であり、第一種会員（資金移動）が当該保有者が預金口座を有する銀行等に送金指図を行った時点で未達債務の消滅を認識することは適切ではないことに留意する必要があります。なお、第一種会員（資金移動）が銀行等に対して送金指図を行った後、保有者の預金口座に当該資金が着金するまでの期間として合理的に見積もった期間が経過した時点で、未達債務の消滅を認識することを妨げるものではありません。 加えて、第一種会員（資金移動）が利用者に対して負っている為替取引に係る債務のうち、海外にある利用者に対して負っている債務は、未達債務に計上しないことができますが、当該取扱いが認められるためには、以下のような態勢を整備することが必要となります。 (1) 利用者ごとに、住所（国内か国外か）が確認できていること。 (2) 区分の基準が明確であること。 (3) 帳簿書類上も当該基準に従った区分が行われていること。
（利用者情報管理） 第 29 条 第一種会員（資金移動）は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るため、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（以下、併せて「保護法ガイドライン」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融分野ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置についての実	

務指針（以下「実務指針」という。）に従い、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 利用者に関する情報管理の適切性を確保するための組織体制の確立（部門間における適切なけん制の確保を含む。）、社内規程の策定等、内部管理態勢の整備
- (2) 利用者に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めること、及び役職員への周知徹底
- (3) 利用者情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による利用者情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、利用者に関する情報の管理状況を適時、適切に検証できる態勢の整備及び特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・けん制の強化を図る等、利用者に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置
- (4) 利用者情報の漏えい等が発生した場合に、適切な責任部署への報告、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった利用者への説明、関係当局への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる態勢の整備
- (5) 独立した内部監査部門における、定期的に又は随時に、利用者に関する情報管理に係る幅広い業務を対象とした監査の実施及び利用者に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策の適切な実施
- (6) 利用者情報の適切な取扱いを確保するために協会で主催する研修又は同等の内容の研修に役職員の定期的な参加
- (7) 利用者情報の安全管理に係る以下の措置
 - イ 金融分野ガイドライン第8条の規定に基づく措置
 - ロ 実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置
- (8) 利用者情報の取扱いに関する従業員の監督に係る以下の措置
 - イ 金融分野ガイドライン第9条の規定に基づく措置
 - ロ 実務指針Ⅱの規定に基づく措置

- (9) クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）についての以下の措置
- イ クレジットカード情報等について、利用目的その他の事情を勘案した適切な保存期間の設定、保存場所の限定、保存期間経過後適切かつ速やかな廃棄
 - ロ 業務上必要とする場合を除き、クレジットカード情報等をコンピューター画面に表示する際には、カード番号を全て表示させない等の適切な措置
 - ハ 独立した内部監査部門における、クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについての、定期的又は随時の内部監査の実施
- (10) 外国にある第三者への業務委託や業務提携を行う場合における当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について確認を行った上で、業務委託や業務提携等に関し適切な個人情報の管理を行う態勢整備
- (11) 個人データの第三者提供に関して、金融分野ガイドライン第12条等を遵守するための措置

第 29 条第 11 号関係

特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である利用者から適切な同意の取得が図られている必要があります。

- (1) 金融分野ガイドライン第3条を踏まえ、個人である利用者から PC・スマートフォン等の非対面による方法で第三者提供の同意を取得する場合、同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他同意の取得方法を工夫することにより、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、個人である利用者が明確に認識できるような仕様としているか。
- (2) 過去に個人である利用者から第三者提供の同意を取得している場合であっても、第三者提供先や情報の内容が異なる場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達

	成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人である利用者の同意を取得しているか。 (3) 第三者提供先が複数に及ぶ場合や、第三者提供先により情報の利用目的が異なる場合、個人である利用者において個人データの提供先が複数に及ぶことや各提供先における利用目的が認識できるよう、同意の対象となる第三者提供先の範囲や同意の取得方法、時機等を適切に検討しているか。 (4) 第三者提供の同意の取得に当たって、優越的地位の濫用や個人である利用者との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意しているか。例えば、個人である利用者が、第三者提供先や第三者提供先における利用目的、提供される情報の内容について、過剰な範囲の同意を強いられる等していないか。
(特別の非公開情報の取扱い) 第 30 条 第一種会員（資金移動）は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する以下の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。 (1) 人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報 (2) 労働組合への加盟に関する情報 (3) 民族に関する情報 (4) 性生活に関する情報 (5) 個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める事項に関する情報 (6) 個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 5 号に定める事項に関する情報 (7) 犯罪により害を被った事実に関する情報 (8) 社会的身分に関する情報	

(利用者からの苦情に関する対応) 第 31 条 第一種会員（資金移動）は、資金移動業の利用者から資金移動業に関する苦情等の申出がなされた場合に対し、以下の内容を含む苦情処理態勢を構築する。 (1) 苦情等に対し迅速かつ適切な処理、対応ができるよう、苦情等に係る担当部署や処理手続の制定 (2) 利用者が簡便かつ容易に苦情等の申出ができるよう、苦情等窓口の充実化 (3) 苦情等の内容が経営に重大な影響を与え得る事案であれば内部監査部門や経営陣に報告する等、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる体制 (4) 苦情等申出を行った利用者に対し、対応状況についての説明等、適切なフォローアップがなされる態勢 (5) 苦情等の内容は、正確かつ適切に記録、保存されるとともに、蓄積と分析を行うことによって、勧誘態勢や事務処理態勢の改善、再発防止策の策定に十分活用される態勢 2 第一種会員（資金移動）は、資金移動業者等（移動業府令第 1 条第 3 項第 2 号に規定する資金移動業者等をいう。）が行った利用者の保護に欠ける行為に関する情報その他利用者の利益を保護するために必要な情報として以下のものを取得したときは、これを協会に報告する。 (1) 銀行等以外の者であって資金決済法第 37 条の登録を受けないで為替取引を行っている者を知ったときは、その者及び当該者が行う為替取引に関する情報 (2) その他利用者の利益を保護するために協会が必要と認める情報	第 31 条第 1 項関係 「苦情等」とは、苦情及び紛争を総称していいます。「苦情」とは、電子決済手段の発行による為替取引に関する業務に対する利用者等の不満足の表明であるものをいい、「紛争」とは、苦情のうち、苦情の当事者間で協議による解決ができない事案をいいます。
(苦情処理措置及び紛争解決措置) 第 32 条 第一種会員（資金移動）は、苦情を処理するための措置として、利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業	

者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として移動業府令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして移動業府令で定める措置を講じなければならない。 2 会員は、前項の措置に加え、協会が行う苦情の解決により、電子決済手段の発行による為替取引に係る業務に関する苦情の処理を図るものとする。この場合において、会員は、次条から第 35 条の定めに従わなければならない。 3 第一種会員（資金移動）は、協会が協定書を締結する弁護士会によるあっせん又は仲裁手続により、電子決済手段の発行による為替取引に係る業務に関する紛争の解決を図るものとする。この場合において、会員は、当該弁護士会が行う手続に関する規程等及び協会と弁護士会との間の協定書並びに協会及び弁護士会に対する確認書に従い対応するものとし、例えば、当該弁護士会から、特別調停案が提示された場合には、資金決済法第 101 条で準用する銀行法第 52 条の 67 第 6 項各号に規定する場合を除き、これを受諾しなければならない。 2 会員は、前項の紛争解決措置に加え、利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 151 号）第 2 条第 3 号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして移動業府令で定める措置を自ら講じることができる。	
（苦情等解決の促進） 第 33 条 協会は、利用者から苦情等の申し出があったときは、その相談に応じ、当該申出人に必要な助言をし、簡易な質問等を除き、必要に応じて苦情等に係る事情を調査するとともに、苦情等の対象となった第一種会員（資金移動）に対して、苦情等の処理を求め、迅速な解決に努めるものとする。	第 33 条関係 協会における苦情等の解決支援業務は、事務局がこれを行い、事務局長を責任者とします。ただし、事務局長があらかじめ指定した者が責任者不在等の際、その職務を代行します。

2 協会は、苦情等の処理に当たっては、秘密を保ち、常に公正不偏な態度を保持するとともに、関係人の正当な権利を損なうことのないよう注意をするものとする。

また、本条から第 35 条において、協会が苦情等の申し出を受け付ける利用者の範囲は、当該取引の名義人本人又はその代理人とし、代理人については、原則として、親権者、相続人又は法定後見人となります。

第 33 条第 1 項関係

協会の職員は、利用者から苦情の申し出があったときは、申し出に係る事情を聴取のうえ、別紙様式 1 の「苦情相談調査票」（以下「調査票」という。）に記入し、調査票には、簡易な質問、不平・不満、匿名の苦情、苦情の相手が不明等の場合を除き、苦情内容等必要事項を記入します。

協会の職員は、口頭で申し出のあった苦情に関し必要があると判断したときは、当該申出人に対し、書面による申し出を求めることができます。

苦情の申し出を受け付けた職員は、前各項の処理を行った後、重要なものについては、直ちにその内容を責任者又は代行者に報告します。

事務局は、苦情等の申し出を受け付けたときは、当該申し出に係る第一種会員（資金移動）に苦情等の申し出の内容を口頭又は文書により連絡し、その迅速な処理を行うよう求め、また、当該申出人にもその旨連絡します。

事務局は、申し出を受け付けた苦情等で、法令等に抵触又は抵触のおそれのある重大な苦情等と判断されるときは、当該第一種会員（資金移動）から事情を聴取した上で、当該苦情等の処理につき、理事会に諮るものとします。

調査票については、原本を作成日から 5 年間、提出のあった関係資料とともに保存し、原則として複写を行わないものとします。

(苦情解決への対応等)

第 34 条 第一種会員（資金移動）は、前条第 1 項により苦情の処理を求められた場合には、当該申出人と速やかに連絡をとり誠意をもってこれに対応し、苦情の早期解決に努めるものとする。

2 第一種会員（資金移動）は、前項の苦情の処理経過及び結果について、協会所定の方法により協会に報告するものとする。

3 協会は、苦情の申出人からの求めに応じて、前項により報告された当該苦情に関する処理経過又は処理結果を説明するものとする。ただし、第一種会員（資金移動）から説明することが適当と判断するときは、この限りではない。

4 協会は、前条による説明では納得が得られない苦情の申出人、苦情の処理によらずに紛争解決支援機関による解決を求める申出人又は苦情の申し出から 3 か月以上にわたり苦情の解決が図られていないとする苦情の申出人から、その旨の申し出を受けたときは、細則に定めるところにより、苦情解決のため協会と協定を締結している東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター又は第二東京弁護士会仲裁センター（以下、これらを総称して「紛争解決支援機関」という。）の利用申込みが可能であることを説明し、利用申込みに関する苦情申出人の意思を確認するものとする。

第 34 条第 3 項関係

「第一種会員（資金移動）から説明することが適当と判断するとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 本条第 2 項の報告において、第一種会員（資金移動）が自ら説明する旨を明らかにしている場合
- (2) 事務局から当該第一種会員（資金移動）に対して、本第 2 項の報告の内容が、当該申出人に説明するには不十分である旨を通知している場合

第 34 条第 4 項関係

本項の説明を行う際には、事務局は、当該苦情の内容が本条に照らして、紛争解決支援機関（本項に定める「紛争解決支援機関」という。以下同じ。）の利用の取扱対象であることを確認するとともに、当該申出人に紛争解決支援機関のリーフレット等を交付のうえ、次の各号に掲げる事項を説明し、別紙様式 2 の「センター利用確認書」により了解を得るものとします。

- (1) 相手方である第一種会員（資金移動）が、裁判や民事調停により解決を図ることを明確にした場合等には、当該第一種会員（資金移動）は苦情申出人の紛争解決支援機関の利用の求めには応じないことがあること。
- (2) 紛争解決支援機関の利用に関する具体的な手続は、規則及び弁護士会との協定のほか、当該紛争解決支援機関を設置運営する弁護士会の規則等によること。

5 前項の手続を経て苦情申出人から利用の申込みがある場合には、協会は、第一種会員（資金移動）に対して、苦情申出人が紛争解決支援機関の利用を求めていることを通知する。通知を受けた第一種会員（資金移動）は、裁判や民事調停により解決を図ることを明確に	(3) 弁護士以外の者を代理人とする場合には、当該紛争解決支援機関を設置運営する弁護士会の手続に従うこと。 (4) 紛争解決支援機関の利用において、以下の各号に掲げる手数料を苦情申出人が負担する場合にはその旨及び手数料額 イ 申立手数料 ロ 期日手数料 ハ 成立手数料 (5) 仲裁手続を進めるためには、相手方である第一種会員（資金移動）との間で、「仲裁合意」が別に必要なこと。 (6) 申込みに当たって確認した事項に関して、虚偽の事項がある場合には、利用を取り消すことがあること。 第 34 条第 4 項関係 紛争解決支援機関の利用申込みに関して、当該苦情の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の対象外とします。 (1) 取引の名義が、当該申出人本人でない場合（ただし、第 33 条関係に記載する代理人に該当する場合は除く。） (2) 苦情の原因である取引の日から 3 年が経過している場合 (3) 当該苦情に係る訴訟が終了若しくは訴訟中、又は民事調停が終了若しくは民事調停中のものである場合 (4) 弁護士会のあっせん・仲介手続が終了又は手続中の場合 (5) 第一種会員（資金移動）の経営方針や販売態度又は第一種会員（資金移動）従業員個人に係る事項など、事柄の性質上、紛争解決支援機関の利用が適当でない認められる場合 (6) 不当な目的で又はみだりに苦情の申し出をしたと認められる場合 第 34 条第 5 項関係 「裁判や民事調停により解決を図ることを明確にする等の合理的な理由」がある場合、第一種会員（資金移動）は、当該理由について
---	---

する等の合理的な理由がない限り、苦情申出人からの紛争解決支援機関の利用の求めに応じるものとする。 6 第一種会員（資金移動）は、前項により利用の求めに応じた場合には、正当な理由がある場合を除き、紛争解決支援機関において和解のあっせんに必要な資料の提出を求められたときには、これに応じるよう努めるとともに、提示された和解案を尊重するよう努めるものとする。 7 第一種会員（資金移動）は、紛争解決支援機関の利用に係る紛争の処理経過及び結果について、協会所定の方法により協会に報告するものとする。 8 協会及び第一種会員（資金移動）は、第 1 項の紛争解決支援機関の周知に努めるものとする。 9 協会は、苦情等の処理について必要があると認めるときは、当該苦情等に係る第一種会員（資金移動）に口頭若しくは文書による説明又は資料の提供を求めることができる。 10 第一種会員（資金移動）は、協会から前項の規定による求めがあったときは、正当な事由なくこれを拒むことはできないものとする。 11 役員及び職員は、苦情等の解決に係る事項に関し、その職務上知ることができた秘密を正当な事由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする	て事務局に速やかに文書（様式任意）により連絡するものとする。 また、この文書は、紛争解決支援機関の利用を申し込んだ当該申出人から求めがあれば開示するものとします。
（その他苦情等の処理に関する協会の役割） 第 35 条 協会は、利用者から第一種会員（資金移動）以外の者が行う電子決済手段の発行による為替取引に係る業務につき、苦情の申し出があった場合には、その内容を聴取し、必要に応じて関係当局等に連絡するとともに、当該苦情の解決に協力するものとする。 2 協会は、苦情等に係る事情、その解決結果等を会報等により第一種会員（資金移動）に周知するものとし、再発防止、拡大防止及び未然防止に努めなければならない。	

3 協会は、申し出のあった苦情等に関し、第一種会員（資金移動）に利用者の保護に欠ける行為や、同一苦情等の多発等、苦情等の未然防止に欠ける行為があったと判断するときは、理事会に諮って、当該第一種会員（資金移動）に対し、文書により注意又は勧告を行うことができるものとする。 4 協会は、前項の文書による注意又は勧告を行うに当たっては、当該第一種会員（資金移動）等関係者に事情の聴取を行う等、慎重を期するものとする。 5 協会は、関係当局等より苦情等の処理につき、協力要請があった場合及びその結果等について報告を求められた場合は、これに協力するものとする。 6 協会は、第一種会員（資金移動）が行う電子決済手段の発行による為替取引に係る業務につき、利用者からの苦情等に関し、法令に違反する事実があると思料するときは、関係当局に通知することができる。	
（口座振替サービス等との連携） 第 36 条 第一種会員（資金移動）は、資金移動業の業務に関し、銀行等の提供する口座振替サービスなど、他の事業者の提供するサービスと連携するサービス（以下「連携サービス」という。）を提供する場合には、当該連携に伴うリスクに応じ適切に管理するための態勢を、当該サービスの連携先（以下「連携先」という。）と協力して構築しなければならない。	第 36 条関係 「連携サービス」とは、口座振替サービスとの連携を行う場合と同様に、セキュリティ上の不備等を理由に、資金移動業の利用者や連携先の利用者などに経済的損失が生じ得るサービスを指します。
（不正取引に対する補償） 第 37 条 第一種会員（資金移動）は、資金移動業の業務に関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針（以下「補償方針」という。）を策定しなければならない。	第 37 条第 1 項関係 「資金移動業の業務に関し、不正取引が行われたことにより発生した損失」とは、例えば、以下に掲げる損失をいいます。 （1） 資金移動業の利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した当該利用者の損失

- (2) 資金移動業の利用者が連携口座の預貯金者になりすますことで預貯金者の意思に反して口座振替が行われたことにより発生した預貯金者の損失など、連携サービスの提供を起因として、連携先の利用者に発生した損失

第 37 条第 1 項関係

補償方針には、少なくとも以下の事項を定める必要があります。

- (1) 資金移動業の業務の内容に応じて、損失が発生するおそれのある具体的な場面ごとの被害者に対する損失の補償の有無、内容及び補償に要件がある場合にはその内容
- (2) 補償手続の内容
- (3) 連携サービスを提供する場合にあっては第一種会員（資金移動）と連携先の補償の分担に関する事項（被害者に対する補償の実施者を含む。）
- (4) 補償に関する相談窓口及びその連絡先
- (5) 不正取引の公表基準

上記(1)及び(2)に定める事項については、利用規約等においてその詳細が規定されるものと考えられますが、当該事項に係る詳細の全てについて利用者への情報提供等を行う必要まではありません。もっとも、不正取引の被害者が、自己の被った損失補償の有無及び補償手続の概要について、明瞭かつ正確に理解できる程度の情報を提供する必要がありますことに留意する必要があります。

上記(1)に定める事項に関し、発生した損失の全部又一部の補償を行わない旨の補償方針を定めることもできますが、この場合、損失の補償が行われない資金移動業の内容及び補償が行われない損失の範囲を明示する必要があります。

上記(3)に定める事項については、当該事項に関する連携先との契約内容の全てについて利用者への情報提供等を行う必要まではありませんが、少なくとも、被害者に対する補償の実施者については利

2 第一種会員（資金移動）は、第 21 条の定めに従って、利用者に対し、補償方針に関する情報を提供しなければならない。 3 第一種会員（資金移動）は、資金移動業の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合には、補償方針に関する情報を、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある資金移動業の利用者以外の者が容易に知り得る状態に置かなければならない。 4 第一種会員（資金移動）は、補償方針に従って、適切かつ速やかに補償を実施するための態勢（連携サービスを提供する場合にあっては、連携先との協力態勢を含む。）を整備しなければならない。	用者への情報提供等を行う必要があることに留意する必要があります。 第 37 条第 3 項関係 「資金移動業の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合」とは、例えば、銀行等の提供する口座振替サービス等と連携した資金移動業の業務を遂行する場合など、資金移動業の業務の内容及び方法に照らし、資金移動業の利用者以外に損失が発生するおそれのある場合をいいます。 また、「容易に知り得る状態」とは、第一種会員（資金移動）の発行する電子決済手段の内容、規模、特性などに応じて個別具体的に判断されるべきものですが、例えば、自社のウェブサイト上に継続して表示するなどの方法が考えられます。
（社内規則等） 第 38 条 第一種会員（資金移動）は、その業務の内容及び方法に応じ、資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するため、利用者に対する情報提供義務、書面交付義務等、法令にて定められている利用者保護措置（犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定める。 2 第一種会員（資金移動）は、役職員に対する研修、委託先に対する指導等による周知徹底を図り、前項の社内規則等に基づいて業務が運営されるための、以下の仕組みを含む十分な体制を整備しなければならない。 （1）利用者保護措置の実効性の確保のための、内部管理、内部監査等の内部牽制機能 （2）利用者保護措置の実効性の検証と、それに基づく業務態勢の見直し	

(3) 利用者からの苦情やトラブルが多発した場合、社内規則等の営業所に対する周知、徹底状況の確認と、実施態勢面の原因と問題点の検証 (4) 事務処理ミスがあった場合等の手続の明確な規定と、利用者からの苦情等の内容に応じ可能な限り利用者の理解と納得を得て円滑に処理される態勢の整備 (5) 利用者からの苦情等を組織的にくみ上げ、業務等の改善が行われる枠組み	
第 5 章 事務運営 (システムリスク管理) 第 39 条 第一種会員（資金移動）は、その有するシステムについて、コンピュータシステムのダウン又は誤作動のシステムの不備、サイバーセキュリティ事案等に伴い、利用者や第一種会員（資金移動）が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより利用者や第一種会員（資金移動）が損失を被るリスク（以下「システムリスク」という。）を認識し、システムの安全かつ安定的稼働のため、以下の措置を講じなければならない。 (1) 第一種会員（資金移動）が営む資金移動業に係る業務におけるシステムリスクについて代表取締役をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行うとともに、以下の方針を含むリスク管理の基本方針を策定すること イ セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針） ロ 外部委託先に関する方針 (2) コンピュータシステムのネットワーク化により、システムリスクが顕在化した場合にその影響が広域化・深刻化する傾向にあり、経営に重大な影響を与える可能性があることを踏まえ、客観的な水準が判定できるものを根拠として、システムリスク管理態	第 39 条関係 サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいいます。

勢の整備を行うこと。また、統合された複数のサービスの一部として資金移動業に係る業務を提供する場合、これら複数のサービス全体のシステムを踏まえたシステムリスク管理態勢を整備すること。

- (3) システム障害の把握、分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、システムリスク管理態勢の見直しを継続的に実施すること
- (4) システムリスク管理部門により定期的又は適時にリスクを洗い出し、評価及び対応策を検討すること

- (5) 情報セキュリティ管理として、情報資産を適切に管理するための方針策定、組織体制や社内規程、内部管理態勢の整備など次条に定める措置を講じること

第 39 条第 4 号関係

例えば、以下のような措置が考えられます。

- (1) 多様なサービスやシステム（外部事業者が提供するものも含む。）と連携した、高度・複雑な情報システムを有している場合には、システムリスクに、以下のようなものを含めること
 - イ 多様なサービスやシステムを利用することによって生じるリスク
 - ロ 取引の急増への対応など、多様なサービスやシステムと連携することによって生じるリスク
- (2) 取引の急増が想定される場合には、システム連携を行う他社と想定取引件数などを事前に連携し、必要な対策を講じること
- (3) 1 日当たりの取引可能件数などのシステムの制限値（例えば、システム障害を発生させるおそれのある制限値を意味する。）を把握・管理し、制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応策を検討すること
- (4) 新サービスの導入時、サービス内容の変更時又は他社のサービス及びシステムとの連携時には、ユーザー部門（当該サービスの担当部署）と連携し、システム管理部門が当該サービスに関連するシステムの評価を実施すること

- (6) サイバーセキュリティ管理として、サイバー攻撃に備えて、第41条に定める対策を講じること
- (7) システムの企画・開発・運用管理において、開発計画、計画の進捗管理、テスト実施に関する適切な手続を定めるとともに、専門性を持った人材の確保、育成に努めること

第39条第7号関係

例えば、以下のような点に留意することが考えられます。

- (1) 現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行うこと
- (2) システムの企画・開発に当たっては、経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、取締役会の承認を受けた中長期の開発計画を策定すること
- (3) 開発案件の企画・開発・移行の承認ルールを明確に定めること
- (4) 開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づく進捗管理を行うこと
- (5) インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、システム設計／開発段階に関わる規程に、例えば、以下のようなセキュリティに係る事項を含めること
 - イ 具体的なセキュリティ要件を明確化すること
 - ロ セキュアコーディングの実施など脆弱なポイントが生じないように対策を行うこと
 - ハ 他社のシステムと連携する場合には、連携する部分を含めサービス全体を踏まえたセキュリティ設計を行うこと
- (6) 他社のシステムと連携する場合や、多数の利用者が資金移動業のシステムを利用することが見込まれる場合には、システム全体の品質を確保するために、例えば、以下の観点を含めた規程や方針等を策定し、適切に実施すること
 - イ 品質を確保するためのテスト実施方針を定めること
 - ロ システムのパフォーマンス・キャパシティ管理において、他社事例を踏まえ、取引の急増を想定した計画とし、閾値を設定すること（大規模な販売促進活動を行う等、一時的な取引件数の増加が見込まれる場合を含む。）

- (8) システム部門から独立しシステム監査に精通した要員を備えた内部監査部門が、定期的に、システム監査に精通した要員によるシステムリスクに関する業務全体を対象とする監査（重要な外部委託先に対する監査を含む。）を行い、監査の結果を取締役会へ報告すること
- (9) システムに係る外部委託業務及びシステム関連事務を外部委託する場合について、適切なリスク管理

ハ 各種資源の性能や容量の限界を考慮した、監視項目の設定や負荷状態の監視、必要に応じた制御を行うこと

ニ システム開発時にシステムの制限値を把握すること

- (7) システム開発のテストに当たっては、ユーザー部門と連携して十分なテストを行うこと。また、他社のシステムと連携する場合には、連携する部分を含めサービス全体を踏まえた統合テストを実施すること

- (8) 現行システムの仕組みに精通し、システム企画・開発・運用管理について専門性を有する人材の確保に努めるとともに、かかる人材育成のための計画を策定・実施すること

第 39 条第 8 号関係

外部監査人によるシステム監査を導入する方が監査の実効性があると考えられる場合には、内部監査に代え外部監査を利用することができます。

第 39 条第 9 号関係

システム関連事務を外部委託する場合は、第 43 条に定めるところに従うものとするほか、以下の点に留意する必要があります。

- (1) システム子会社を含めシステムに関する外部委託先の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討し、選定しているか
- (2) クラウドサービスなど外部サービスを利用する場合（外部委託先に該当しない外部サービスを利用する場合を含む。）には、例えば、以下の点を実施するなど、利用するサービスに応じたリスクを検討し、必要な対策を講じているか。
- ・重要なデータを処理・保存する拠点の把握
 - ・監査権限・モニタリング権限等の契約書への反映
 - ・保証報告書、第三者認証等の確認・評価
 - ・クラウド特有のリスクの把握

(10) 客観的な水準が判定できるもの（例えば「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）策定のための手引書」（公益財団法人金融情報システムセンター編））を根拠として、コンティンジェンシープランを策定し、重要な外部委託先も含めた緊急時態勢（サービスの提供元やシステムの連携先との連絡体制を含む。）を構築すること

(3) システムに係る外部委託契約において、外部委託先との役割・責任の分担、監査権限、再委託手続き、提供されるサービス水準等を定めているか、また、システムに係る外部委託先の役職員が遵守すべきルール及びセキュリティ要件を外部委託先に提示し、契約書等に明記しているか。

(4) システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む。）について、リスク管理を適切に行わなければならない。特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。

(5) 外部委託した業務（二段階以上の委託を含む。）について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。また、外部委託先任せにならないように、例えば委託元として要員を配置するなどの必要な措置を講じているか。さらに、外部委託先における顧客データの運用状況を、委託元が監視、追跡できる態勢となっているか。

(6) 重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか。

第 39 条第 10 号関係

コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、第一種会員（資金移動）の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定する必要がある、以下のようなリスクを想定した十分なリスクシナリオとなっている必要があります。

- ・サイバー攻撃
- ・災害、パンデミック
- ・システム障害
- ・情報漏えい事案等

(11) システム障害が発生した場合に、利用者に無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じるため、果たすべき責任や採るべき対応について、具体的に定めるとともに、代表取締役自らが指揮を執る訓練を行うこと

また、第一種会員（資金移動）は、コンティンジェンシープランに基づく訓練を定期的実施する必要があります。なお、コンティンジェンシープランに基づく訓練は、全社レベルで行い、重要度やリスクに応じて外部委託先やシステムの連携先等と合同で実施する必要があります、訓練結果をもとに、必要に応じて、コンティンジェンシープランを見直すことも必要です。

そのほか、第一種会員（資金移動）は、他の資金移動業者等（（移動業府令第1条第3項第2号に規定する資金移動業者等をいう。））におけるシステム障害事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえた想定シナリオの見直しを適宜行うものとし、業務への影響が大きい重要なシステムについて、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害が発生した場合等に、速やかに業務を継続できる態勢を整備する必要があります。

第39条第11号関係

あらかじめ定める事項として、例えば、以下の項目が考えられます。

- (1) 外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統の定め（関係業務部門及びシステムの連携先への情報提供方法や内容を含む。）
- (2) 最悪のシナリオを想定し、当該シナリオの下で生じうる最大リスク等を報告する態勢
- (3) システム障害等の発生時における応援体制として、ノウハウ・経験と有する人材の事前登録

また、第一種会員（資金移動）は、システム障害等が発生した場合には、以下の措置を採ることとします。

- (1) 必要に応じ、障害等の内容、発生原因、復旧見込み等の公表（ホームページ等の公表のみならず、必要に応じ、スマートデバイス等を通じて利用者等に直接通知することが可能な場合は、併せて利用者等に直接通知すること）、利用者からの問い合わせ

	わせへの的確な対応（コールセンターの設置等）、認定資金決済事業者協会への対応依頼 (2) 障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等の措置 加えて、第一種会員（資金移動）は、システム障害等の発生に備え、例えば、以下のような措置を講じることが考えられます。 (1) システム障害等の原因等の定期的な傾向分析とそれに応じた対応策の検討 (2) システム障害等の影響を極小化するために、障害箇所を迂回する（例えば、バッチ処理に障害が発生した場合に、障害箇所を切り離して後続の処理を進める等）などのシステムの仕組みの整備
（情報セキュリティ管理） 第 40 条 第一種会員（資金移動）は、情報資産を適切に管理するため、以下の措置を講じなければならない。 (1) 情報資産を適切に管理するための方針の策定、組織態勢の整備、社内規程の策定、内部管理態勢の整備 (2) 他社における不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理態勢の PDCA サイクルによる継続的な改善を図ること (3) 情報の機密性、完全性、可用性を維持するために、情報セキュリティに係る管理者を定め、その役割・責任を明確にした上で、管理すること。また、その管理者は、システム、データ、ネットワーク管理上のセキュリティに関することについて統括していること (4) コンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、コンピュータウイルス等の不正プログラムの侵入防止対策等を実施すること (5) 利用者の重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理すること	第 40 条第 5 号関係 利用者の重要情報の洗い出しに当たっては、業務、システム、外部委託先を対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを洗い出しの対象範囲とすることとします。

(6) 洗い出した利用者の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施し、重要度やリスクに応じた情報管理ルールを策定すること (7) 利用者の重要情報について、不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入すること (8) 機密情報について、暗号化やマスキング等の管理ルールや、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めること (9) 機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出し等について、業務上の必要性を十分に検討して、より厳格な取扱いをすること	(1) 通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ (2) 障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ (3) 外部委託先・システムの連携先に移送・移転されたデータ 第 40 条第 6 号関係 情報管理ルールには、以下の内容を含むものとします。 (1) 情報の暗号化、マスキングのルール (2) 情報を利用する際の利用ルール (3) 記録媒体等の取扱いルール 第 40 条第 7 号関係 不正アクセス等の牽制、防止する仕組みは、以下の内容を含むものとします。 (1) 部署又は拠点（海外を含む。）の役割に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与 (2) 職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与 (3) アクセス記録の保存、検証 (4) 開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制 第 40 条第 8 号関係 機密情報とは、暗証番号、パスワード、クレジットカード情報、秘密鍵の情報等、顧客に損失が発生する可能性のある情報をいいます。
---	--

(10) 情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直すこと (11) セキュリティ意識の向上を図るため、全役職員に対するセキュリティ教育（外部委託先におけるセキュリティ教育を含む。）を行うこと (12) 定期的に、データのバックアップを取るなど、データがき損した場合に備えた措置を取ること	
（サイバーセキュリティ管理） 第 41 条 第一種会員（資金移動）は、サイバーセキュリティについて、経営陣は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し、必要な体制を整備しなければならない。 2 第一種会員（資金移動）は、サイバーセキュリティ管理として、以下の措置を講じなければならない。 (1) 組織体制の整備、社内規程の策定のほか、サイバーセキュリティ管理態勢の整備を図ること (2) サイバー攻撃に備え、多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じること	第 41 条第 2 項第 1 号関係 サイバーセキュリティ管理態勢は、以下の内容を含むものとしします。 (1) サイバー攻撃に対する監視体制 (2) サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報体制 (3) 組織内 CSIRT(Computer Security Incident Response Team)等の緊急時対応及び早期警戒のための体制 (4) 情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制 第 41 条第 2 項第 2 号関係 多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御とは、以下の内容が講じられたものをいいます。 (1) ファイアウォール、W A F の設置、抗ウィルスソフトの導入、不正侵入検知システム、不正侵入防止システムの導入等の入口対策

(3) サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するための措置を講じること (4) システムの脆弱性について、OS の最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じること並びに脆弱性及び脅威情報の定期的な情報収集・分析・対応を組織的に実施すること (5) サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵入検査や脆弱性診断等を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図ること及び国内外でサイバーセキュリティ侵害事案が発生した場合には、適宜リスク評価を行うなど自社への影響を検討すること (6) インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入すること。また、内外の環境変化や事故・事件の発生状況を踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・評価し、必要に応じて、認証方式の見直しを行うこと	(2) 特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な ID の削除、特定コマンドの実行監視、本番システム（サーバー間）のセキュア化（パケットフィルタや通信の暗号化）、開発環境（テスト環境を含む。）と本番システム環境のネットワークの分離、利用目的に応じたネットワークセグメント分離等の内部対策 (3) 通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断等の出口対策 第 41 条第 2 項第 3 号関係 サイバー攻撃による被害の拡大を防止するための措置には、以下の内容を含むものとします。 (1) 攻撃元の IP アドレスの特定と遮断 (2) DDoS 攻撃に対して自動的にアクセスを分散させる機能 (3) システムの全部又は一部の一時停止 第 41 条第 2 項第 4 号関係 脆弱性及び脅威情報の定期的な情報収集・分析・対応に当たっては、電子決済手段の発行及び償還に係る業務において、ブロックチェーン等の技術を利用する場合、関連する周辺技術を含めた幅広い情報収集の必要があります。 第 41 条第 2 項第 6 号関係 取引のリスクに見合った適切な認証方式とは、例えば、以下の内容が考えられます。なお、電話番号、メールアドレス、パスワードなど認証に利用される情報の登録・変更に堅牢な認証方式が導入されている必要がある点に留意が必要です。
--	---

(7) インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、業務に応じた不正防止策を講じること (8) サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランを策定し、訓練や見直しを実施すること。また、必要に応じて、業界横断的な演習に参加すること (9) サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施すること	(1) 可変式パスワード、生体認証、電子証明書等実効的な要素を組み合わせた多要素認証などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式 (2) 取引に利用しているパソコン・スマートデバイス等別の機器を用いるなど、複数経路による取引認証 (3) ログインパスワードとは別の取引用パスワードの採用（同一のパスワードの設定を不可とすること等の事項に留意すること。） (4) 特定の端末のみを利用可能とする端末認証機能 第 41 条第 2 項第 7 号関係 業務に応じた不正防止策とは、例えば、以下の内容が考えられます。 (1) 不正な IP アドレスからの通信の遮断 (2) 利用者に対してウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの導入・最新化を促す措置 (3) 不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備 (4) 不正が確認された ID の利用停止 (5) 前回ログイン（ログオフ）日時の画面への表示 (6) 取引時の利用者への通知
(事務リスク管理) 第 42 条 第一種会員（資金移動）は、第一種会員（資金移動）の遂行する資金移動業の内容、規模、特性などに応じて、資金移動業に係る業務によって生じる事務リスク（資金移動業に係る業務に従事する役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは、事故、不正等を起こ	

すことにより、第一種会員（資金移動）が損失を被るリスクをいう。以下同じ。）を適切に管理するための内部管理態勢を構築しなければならない。 2 第一種会員（資金移動）は、前項に基づく内部管理態勢の構築に当たっては、第一種会員（資金移動）の役職員に対して事務リスクを軽減することの重要性を認識させた上で、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じなければならない。 3 第一種会員（資金移動）は、事務リスクに関する定期的なレビューを行い、新たなリスクを認識する等対応が必要な場合は、前条に基づき整備した内部管理態勢の見直しを行わなければならない。 4 第一種会員（資金移動）は、内部監査部門等をして、前2項に規定する態勢の構築、運用及び見直しが適切に行われているかを監査しなければならない。	
（委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置） 第43条 第一種会員（資金移動）は、その業務を第三者に委託する場合（システム子会社に委託する場合を含む。また、二以上の段階にわたる委託を含む。）には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に委託するための、以下の項目を含む措置 イ 委託先の選定基準を定め、これに基づく委託先の評価・選定 ロ 委託契約において外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続、提供されるサービス水準等を定めること ハ 外部委託業務について、リスク管理を行う体制やリスクが顕在化したときの対応などを規定した社内規則等の制定 ニ 外部委託先における顧客データの運用状況を監視・追跡できる態勢の整備	第43条関係 第一種会員（資金移動）は、形式上、外部委託契約が結ばれていなくとも、その実態において外部委託と同視しうる場合や、当該外部委託された業務等が海外で行われる場合も、第22条に定める措置を講じる必要があります。

ホ 役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等の実施による周知徹底

- (2) 委託先における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための、以下の項目を含む措置

イ 委託先における法令等遵守体制、第一種会員（資金移動）のセキュリティポリシー遵守体制及び個人情報保護体制について、外部委託先の要員にルールの遵守を義務づけ、教育及び監査

ロ 委託した業務内容を確認するため、第一種会員（資金移動）と外部委託先の両者により構成される業務組織の整備を行い、聴取、報告等により委託先の管理状況を把握する等、委託契約に基づく管理、検証

ハ 外部委託により、第一種会員（資金移動）の監督当局に対する検査や報告命令、記録の提出などの義務の履行等を妨げないよう、必要な措置

ニ 利用者との現金の受け払いを委託する場合には、委託先が利用者との現金の受け払いを行った際に、速やかに当該現金の受け払いに係る未達債務の増減を把握できる措置

- (3) 利用者等から委託元である第一種会員（資金移動）への直接の連絡体制を設けるなど、委託先が行う資金移動業に係る利用者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な相談態勢の整備

- (4) 委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、資金移動業の利用者の保護に支障が生じること等を防止するための、以下の項目を含む措置

イ 第一種会員（資金移動）と利用者との間の権利義務関係の維持と利用者の第一種会員（資金移動）に対する権利の確保

ロ 委託業務に関して契約どおりサービスの提供が受けられない場合、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、利

用者の利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢の整備 (5) 第一種会員（資金移動）の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、当該業務に係る利用者の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置	
第 6 章 （第一種会員（資金移動）が行う電子決済手段関連業務） 第 43 条の 2 第一種会員（資金移動）が資金決済法第 62 条の 8 第 3 項に基づく届出をすることによって行う当該会員の発行する電子決済手段に係る電子決済手段関連業務については、当該発行者を電子決済手段等取引業者とみなして、第一種会員（電子決済手段）に適用される協会規則が準用されるものとする。	
第 2 編 第二種資金移動業に係る特則 （第二種資金移動業において為替取引に用いられないことがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置） 第 44 条 第一種会員（資金移動）（第二種資金移動業として電子決済手段の発行による為替取引を営む者に限る。以下本編において同じ。）は、各利用者の電子決済手段（当該第一種会員（資金移動）が発行するものであって、電子決済手段等取引業者が利用者（電子決済手段等取引業者等を除く。）のために電子決済手段の管理を行う場合における当該電子決済手段に限る。）の履行等金額が、100 万円を超える場合は、当該電子決済手段に係る利用者の資金（第二種資金移動業に係るものに限る。）が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認するための体制を整備しなければならない。	第 44 条関係 第一種会員（資金移動）は、電子決済手段等取引業者（資金決済法第 62 条の 8 第 2 項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる資金移動業者等を含む。）が管理するウォレットにおいて、利用者（電子決済手段等取引業者等を除く。）の電子決済手段の額が 1 人当たり 100 万円を超えている場合、自ら又は電子決済手段等取引業者をして、電子決済手段等取引業者が管理する電子決済手段に係る利用者の資金が為替取引に関するものであるかを確認するための態勢を整備する必要があります。

	その際、利用者の資金と為替取引との関連性を判断するに当たっては、利用者ごとに①保有額、②保有期間、③移転・償還実績、④利用目的を総合考慮することとします。 上記の確認の結果、仮に為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断される場合、自ら又は電子決済手段等取引業者をして、利用者へ償還を請求するよう求め、利用者がこれに応じない場合、利用者への電子決済手段の償還その他の当該電子決済手段に係る利用者の資金を保有しないための措置を講じる態勢が整備されている必要があります。 第一種会員（資金移動）は、利用者の資金が為替取引に用いられるものであるかを適時適切に確認する態勢を整備する必要があります。なお、当該確認を行った結果、利用者の資金のうち 100 万円以下の部分についても、為替取引に用いられるものではないことを把握したものについては、利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じる必要があることに留意する必要があります。第一種会員（資金移動）は、これらの措置に関し、システム対応を含め必要な態勢を構築することとします。
（移転上限） 第 45 条 第一種会員（資金移動）は、電子決済手段等取引業者が利用者（電子決済手段等取引業者等を除く。）の指図により電子決済手段を移転させる場合（電子決済手段等取引業者が管理しないウォレットに移転する場合を含む。）、又は、第一種会員（資金移動）が利用者に対し電子決済手段を発行する場合（電子決済手段等取引業者が管理しないウォレットに発行する場合に限り、電子決済手段等取引業者等が会員から電子決済手段の発行を受ける場合を除く。）、自ら又は電子決済手段等取引業者をして、当該移転又は発行の 1 件当たりの金額が 100 万円を超えないようにするための措置を講ずる態勢を整備しなければならない。	第 45 条関係 「電子決済手段等取引業者が利用者（電子決済手段等取引業者等を除く。）の指図により電子決済手段を移転させる場合」には、電子決済手段等取引業者が管理しないウォレット（アンホステッド・ウォレットを含むが、これに限られない。）に移転する場合を含みます。また、第一種会員（資金移動）が利用者に対し電子決済手段を発行する場合（電子決済手段等取引業者が管理しないウォレットに発行する場合に限り、電子決済手段等取引業者等が第一種会員（資金移動）から電子決済手段の発行を受ける場合を除く。）も本条に基づく措置を講じる必要があります。

	これに対して、電子決済手段等取引業者が管理しないウォレット同士での電子決済手段の移転については、当該移転の1件当たりの金額が100万円を超えないようにするための措置を講ずる態勢を整備する必要はありません。
第3編 第三種資金移動業に係る特則 (第三種資金移動業に関し負担する債務の額の制限) 第46条 第一種会員（資金移動）（第三種資金移動業として電子決済手段の発行による為替取引を営む者に限る。以下本編において同じ。）は、第三種資金移動業の各利用者に対し、5万円を超える額の債務（第三種資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務に限る。）を負担してはならない。	第46条関係 第一種会員（資金移動）（第三種資金移動業として電子決済手段の発行による為替取引を営む者に限る。）は、電子決済手段の発行による為替取引に関して、利用者1人当たりのその発行する電子決済手段に係る履行等金額について、5万円相当額を上限額とするため、当該上限額を超える為替取引に関する業務を行わないようにする措置を講じなければなりません。この点に関し、例えば、以下の対応を図ることによって、各利用者の電子決済手段の履行等金額が5万円相当額を超えない仕組みを講じる必要があります。 (1) 各利用者の電子決済手段の履行等金額が5万円相当額を超える電子決済手段の発行を行わない仕組みを講じていること。 (2) ある利用者が他の利用者から電子決済手段の移転を受けた結果、当該利用者の電子決済手段の履行等金額が5万円相当額を超えることを防止するために必要な措置を定めていること。
(預貯金等による管理) 第47条 第一種会員（資金移動）は、資金決済法に基づき、預貯金等管理方法による管理に係る届出を実施した場合、第三種資金移動業として行う電子決済手段の発行による為替取引に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。 2 前項に基づき、第一種会員（資金移動）が利用者資金を預貯金等管理方法により管理する場合（以下、当該管理を「預貯金等管理」と	

いう。)には、法令等に基づき、預貯金等管理についての適切な取扱いが確保されなければならない。

3 利用者の資金の預貯金等管理について、経営陣は、利用者保護の確保の重要性を認識し、預貯金等管理が適正かつ確実に行われているかを検証しなければならない。また、経営陣は、預貯金等管理の状況について、定期的あるいは随時に報告を受けなければならない。

4 預貯金等管理について、第一種会員（資金移動）は、以下の点に留意しなければならない。

(1) 預貯金等管理に係る社内規則に、預貯金等管理方法が具体的に定められ、利用者との契約に反映していること。

(2) 自己の固有財産である金銭と利用者の資金が、上記方法に基づいて明確に区分され、かつ、個々の利用者の資金の残高について、直ちに判別していること、また、その遵守状況について適切に検証していること。

(3) 預貯金等管理を行う場合、銀行等の口座残高等が、その管理しなければならない額に不足する事態を防止するための措置として、例えば、以下の措置を講じていること。かかる措置については、預貯金等管理の趣旨を損なわない限度で、第一種会員（資金移動）の事業の規模及び特性等を勘案して詳細を決定することとする。

- ・ 預貯金等管理に係る業務を担当する部門を設置していること。利用者資金の受払いの手続を行う担当者と利用者資金の残高を照合する担当者の兼務を禁じていること。
- ・ 事故・不正防止の観点から、各担当者を定期的に交代させることとしていること。

(4) 利用者の資金について、預貯金等管理方法により管理する場合、第三種資金移動業として行う電子決済手段の発行による為替取引に係る各営業日における未達債務の額に、預貯金等管理割合（資金決済法第45条の2第1項に規定する預貯金等管理割合をいう。以下同じ。）を乗じた額を算定の上、利用者の資金を分別管理

している銀行等の口座残高が当該算定額以上の額となっているかを毎営業日に確認していること。また、確認した結果、銀行等の口座残高が預貯金等管理方法により管理しなければならない額に満たない場合には、直ちに当該不足額を解消の上、原因の分析を行っていること。 (5) 利用者の資金について、信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるものにより管理する方法により管理する場合、第三種資金移動業として行う電子決済手段の発行による為替取引に係る各営業日における未達債務の額に、預貯金等管理割合を乗じた額を算定の上、利用者の資金を分別管理している金融機関の信託財産の元本評価額が当該算定額以上の額となっているかを毎営業日に確認していること。また、確認した結果、信託財産の元本評価額が預貯金等管理方法により管理しなければならない額に満たない場合には、直ちに当該不足額に相当する金銭を信託財産に追加した上、原因の分析を行っていること。 5 第一種会員（資金移動）は、預貯金等管理監査に対応するための必要な社内態勢（社内規則・マニュアルの策定等）を整備することとする。当該整備に関し、経営陣は、預貯金等管理監査を行うに当たって、業務に関し、その規模・特性に応じ、適切な公認会計士又は監査法人を選定しなければならない。預貯金等管理監査において把握・指摘された重要な事項は、遅滞なく経営陣に報告されなければならない。また、第一種会員（資金移動）は、預貯金等管理監査における指摘事項を速やかに改善しなければならない。	
（第三種資金移動業に係る利用者保護措置） 第 48 条 第一種会員（資金移動）は、銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明を行う際には、第 19 条から第 22 条に掲げる事項に加え、以下の点を説明しなければならない。 (1) 法の規定の適用により履行保証金の全部又は一部を供託しないことができる旨及び預貯金等管理により管理を行っている旨	

(2) 第一種会員（資金移動）がその行う為替取引に関し負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権について、当該債権の額から当該債権の額に預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額を限度として、履行保証金に係る優先弁済権を有すること 2 第一種会員（資金移動）は、預貯金等管理割合及び前項第2号に規定する権利の内容として、以下の点を説明しなければならない。 (1) 預貯金等管理割合を10割としている場合は、履行保証金が存在しないため、破綻時に同項に規定する優先弁済権を有しない旨 (2) 預貯金等管理割合を10割とせずに預貯金等管理を行う場合は、第三種資金移動業として行う電子決済手段の発行による為替取引に関し負担する債務に係る債権については、預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額を限度として、履行保証金に係る権利を有する旨及び供託等している履行保証金の範囲で還付を受けられる旨	
第4編 特定資金移動業に係る特則 （受益者からの償還の請求等） 第49条 第一種会員（資金移動）（特定資金移動業を営む第一種会員（資金移動）に限る。以下本編において同じ。）は、特定資金移動業に係る特定信託受益権の受益者から信託契約期間中に当該特定信託受益権について信託の元本の全部又は一部の償還の請求を受けた場合には、遅滞なく、当該特定信託受益権に係る信託契約の一部の解約によりその請求に応じ、又は当該特定信託受益権の履行等金額と同額で当該特定信託受益権を買い取る体制を整備しなければならない。	
（業務の提供方法） 第50条 第一種会員（資金移動）は、100万円を超える資金の移動に係る特定信託為替取引を業として営もうとするときは、資金決済法	

第 37 条の 2 第 2 項に基づき読み替えて適用される資金決済法第 40 条の 2 第 1 項に基づき業務実施計画の認可を受けなければならない。当該認可を受けた第一種会員（資金移動）は、高額の特定信託為替取引を行うことに伴うリスクを十分に認識し、適正かつ確実な業務運営を行わなければならない。 2 第一種会員（資金移動）（前項の業務実施計画の認可を受けた第一種会員（資金移動）に限る。以下、本項から第 55 条までにおいて同じ。）は、発行する特定信託受益権に関し、システムリスク管理上やテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策上、以下のような点に問題がないか検証しなければならない。 (1) 特定信託為替取引に係る資金の入金の方法 (2) 特定信託為替取引に係る資金の受取の方法 (3) 緊急時の利用者への連絡方法 (4) 特定信託為替取引による資金の移動が生じる国及び地域 (5) 特定信託受益権の受益者に円滑に償還等を行うために必要な資金の確保	
（システムリスク管理） 第 51 条 第一種会員（資金移動）は、特定信託為替取引の上限額に応じて、第 39 条から第 41 条に規定する態勢整備に加え、以下のシステムリスク管理態勢を整備しなければならない。また、第一種会員（資金移動）は、システムリスク管理態勢について、外部環境の変化に応じた適時のリスク認識・評価を実施しなければならない。 (1) システム統括役員は、有事の対応を含めて、業務を適切に遂行するためのシステムに関する十分な知識・経験を有している者であること。 (2) システムリスク管理態勢について、専門性を持った第三者（外部機関）等による知見を取り入れた監査又は評価を実施していること。	第 51 条関係 特定資金移動業を営む第一種会員（資金移動）は、業務実施計画の認可を受けることにより、100 万円を超える高額の為替取引が可能となります。そのため、このような高額の為替取引を行う第一種会員（資金移動）にセキュリティ事故が発生した場合や、システム障害時等の不測の事態によりサービスが停止した場合、利用者への影響が大きくなることが想定されます。そこで、特定資金移動業を営む第一種会員（資金移動）は、自己の行う特定信託為替取引の上限額に応じて、第 39 条から第 41 条に規定する態勢整備に加え、本条に規定するシステムリスク管理態勢等を整備しなければなりません。

2 第一種会員（資金移動）は、特定信託為替取引の上限額に応じて、第 39 条から第 41 条に規定する態勢整備に加え、サイバーセキュリティについて、以下の措置を講じなければならない。 (1) サイバーセキュリティについて、専門性を持った第三者（外部機関）等によるネットワークへの侵入検査、脆弱性診断等を実施し、セキュリティ水準に対する客観的な評価を受けること。また、評価結果から導出された課題への対策を実施すること。 (2) 不正アクセス又は不正利用による被害を最小化するための機能を実装すること。 (3) 連携サービスの導入時及びその内容・方法の変更時においては、専門性を持った第三者（外部機関）等によるリスク評価を実施するなど、堅牢なセキュリティ対策を講じること。 3 第一種会員（資金移動）は、特定信託為替取引の上限額に応じて、第 39 条から第 41 条に規定する態勢整備に加え、利用者への安定したサービス提供のために以下の措置を講じなければならない。 (1) システム障害等の影響を極小化するためのシステムの仕組みとして、実効的なバックアップシステム等を構築すること。 (2) 重要なデータの整合性及び完全性を毀損しないために、バックアップを取得する仕組みを構築すること。また、業務継続に必要なデータを迅速にリストア可能とするための手順書を整備し、定期的なリストアテストを実施し、手順書の実効性を確認すること。	
（テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策） 第 52 条 第一種会員（資金移動）は、自己の行う特定信託為替取引の上限額に応じて、第 8 条から第 11 条に規定する態勢整備に加え、以下のテロ資金供与及びマネー・ローンダリングリスク管理態勢を整備しなければならない。 (1) 特定事業者作成書面等において、対象顧客層（個人・法人、職業・事業内容、居住国の種別など）、対象取引類型（取扱金額、国内向け送金・海外向け送金など）を踏まえ、包括的かつ具体的	第 52 条関係 特定資金移動業を営む第一種会員（資金移動）は、業務実施計画の認可を受けることにより、100 万円を超える高額の為替取引が可能となります。そのため、このような高額の為替取引を行う第一種会員（資金移動）においては、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の重要性が相対的に高まることから、他の種別の資金移動業者と比較して堅牢なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング

にリスクの特定・評価を行い、これを踏まえてリスク低減措置を検討すること。 (2) 取引時確認時等において、犯罪収益移転防止法上の取引時確認義務の履行に加えて、我が国を含め関係各国による制裁リスト等を照合するなど、受け入れる顧客のスクリーニングを適切に行うこと。また、各種リスト更新時には再スクリーニングを実施すること。 (3) 商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性を踏まえて、全ての顧客について、適切にリスク評価を実施すること。また、リスクに応じて、適切に継続的顧客管理措置を実施すること。 (4) 取引モニタリングにおいて、各顧客のリスク評価も踏まえ、適切に敷居値を設定すること。また、ビジネスモデルを踏まえ、疑わしい取引を検知するためのシナリオを適切に設定すること。届出した疑わしい取引事例や届出に至らなかった事例を分析し、届出に至る調査が適切か、定期的にシナリオ、敷居値の見直し作業を適切に行うこと。 (5) 代理店管理において、各代理店がリスクに応じた継続的顧客管理措置等の実践を行い、それを第一種会員（資金移動）が検証・評価する態勢を整備すること。また、各代理店のリスク評価を行い、そのリスクに応じて管理態勢のモニタリングを行うこと。 (6) テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に関し、専門性・適合性等を有する職員を必要な役割に応じ確保・育成しながら、適切かつ継続的な研修等を行うことにより、組織全体として、専門性・適合性等を維持・向上させる態勢を整備すること。	リスク管理態勢の構築・維持が求められることになります。そこで、特定資金移動業を営む第一種会員（資金移動）は、自己の行う特定信託為替取引の上限額に応じて、第8条から第11条に規定する態勢整備に加え、本条に規定するテロ資金供与及びマネー・ローンダリングリスク管理態勢を整備しなければなりません。
（為替取引の上限額） 第53条 第一種会員（資金移動）は、特定信託為替取引の上限額に応じたリスク評価を実施し、当該リスク評価を踏まえたリスク管理態勢を整備しなければならない。また、第一種会員（資金移動）は、かかるリスク評価を随時見直さなければならない。	

2 第一種会員（資金移動）は、利用者の特定信託為替取引の額が、設定した上限額の範囲内であることを、システム等を用いて把握するための措置を講じなければならない。	
（事故に関する補償等） 第 54 条 第一種会員（資金移動）は、為替取引に関する事故が発生した場合の損失の補償等に関し、以下の措置を講じなければならない。 （1） 第一種会員（資金移動）が行う特定信託為替取引に応じ、発生するおそれのある為替取引に関する事故ごとの補償その他の対応に関する方針を策定すること。 （2） 為替取引に関する事故が発生した場合に直ちに補償その他の対応を実施するための態勢を整備すること。	第 54 条関係 特定資金移動業を営む第一種会員（資金移動）は、業務実施計画の認可を受けることにより、100 万円を超える高額の為替取引が可能となります。そのため、このような高額の為替取引を行う第一種会員（資金移動）においては、利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合のほか、高額の為替取引の履行が確保されない場合にも、利用者が資金繰りに窮するなどの社会的・経済的な影響が大きいため、利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から、為替取引に関する事故に対して適切かつ直ちに対応することが重要となります。そこで、特定資金移動業を営む第一種会員（資金移動）は、自己の行う特定信託為替取引の上限額に応じて、第 37 条の規定に加え、本条に規定する措置を講じなければなりません。
（情報提供） 第 55 条 第一種会員（資金移動）は、利用者が特定信託為替取引を行うに際して、参考となる事項として以下の事項を説明しなければならない。 （1） 特定信託為替取引の上限額 （2） 特定信託受益権の償還等に係る資金の受取の方法 （3） 特定信託受益権の償還等の事務を処理するために必要な期間	
附則（2024 年 5 月 10 日決議） この規則は、2024 年 10 月 25 日から施行する。	附則（2024 年 5 月 10 日決議） このガイドラインは、2024 年 10 月 25 日から施行する。

附則（2025 年 6 月 6 日決議）

この規則は、2025 年 6 月 6 日から施行する。